

第4期 芦北町障がい者プラン

（平成30年度～令和5年度）

第6期 芦北町障がい福祉計画

（令和3年度～令和5年度）

第2期 芦北町障がい児福祉計画

（令和3年度～令和5年度）

令和3年3月

芦北町



はじめに

令和2年7月豪雨災害において、犠牲となられました方々に改めて哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われたすべての方々に心よりお見舞いを申し上げます。

一日も早い復旧・復興に向け、関係機関の御協力をいただきながら、職員一丸となって取組を進めて参りますので町民皆様の御協力をお願い申し上げる次第です。

さて、障がい福祉においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の理念に基づき、障がいのある人もない人も、共に地域で生活する共生社会を実現するため、障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し、多様性を認め合う社会を目指し、継続的な取り組みにより共生意識の定着を図ることが求められています。

また、令和2年7月豪雨災害及び新型コロナウイルス感染症の拡大は、様々な面で障がい者の生活に大きな影響を与え、各種障害福祉サービスの必要性・重要性が改めて認識されました。

このような中、令和3年度から令和5年度までのサービス提供体制の計画的な整備を進めるため、本町における現状や障害福祉サービス事業者のニーズを踏まえ、新たに「第6期芦北町障がい福祉計画」及び「第2期芦北町障がい児福祉計画」を策定し、長期的な障害者施策の方向性を示す「第4期芦北町障がい者プラン」の一部見直しも行いました。

これらの計画については、上位計画である芦北町総合計画との整合性を図りながら、障がい理解の更なる促進と障がいの如何を問わず、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合って共生する社会の実現に向け、国や県、福祉関係団体及び町民の皆様方と互いに緊密な連携を図りながら取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました芦北町自立支援協議会委員の皆様方をはじめ、障がい福祉関係機関の皆様方に対し、心から深く感謝申し上げます。

令和3年3月

芦北町長 竹 崎 一 成

目 次

第1部 計画の概要	1
第1章 計画策定にあたって	2
1. 計画策定の背景	2
2. 計画策定の趣旨	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の対象者	5
5. 計画の期間	5
6. 計画策定の体制	6
第2章 障がい者を取り巻く町の現状と課題	8
1. 人口に関する状況	8
2. 障がい者の状況	10
3. アンケートからの課題	13
第3章 計画の基本的な考え方	16
1. 基本理念	16
2. 基本的視点	16
3. 施策の体系	17
第2部 芦北町障がい者プラン	19
第1章 啓発・権利擁護	20
1. 啓発・広報活動の推進	20
2. 権利擁護及び差別の解消	21
3. 地域福祉の推進	22
第2章 地域生活支援	23
1. サービス提供体制の整備	23
2. 相談支援体制の充実	25
3. スポーツ・文化芸術活動等の推進	26
第3章 保健・医療	27
1. 保健・医療サービスの充実	27
第4章 療育・教育・子育て	28
1. 障がい児支援の充実	28
2. 障がい児教育の充実	29
第5章 雇用・就労・経済的自立の支援	30
1. 一般就労の促進	30
2. 福祉的就労の充実	31
3. 就労支援の充実	32
第6章 情報アクセシビリティ	33
1. 意思疎通支援体制の充実	33
2. 情報提供の充実	34

第7章 安全・安心	35
1. 福祉のまちづくりの推進	35
2. 防災対策の推進	36
3. 防犯対策の推進	37
第8章 行政サービス等における配慮	38
1. 行政サービス等における配慮及び障がい理解の促進等	38
第3部 芦北圏域の取組み	39
第1章 芦北圏域の取組み	40
1. 圏域の現状	40
2. 圏域の課題	40
3. 圏域での重点課題	40
第4部 芦北町障がい福祉計画及び芦北町障がい児福祉計画	41
第1章 各計画の基本理念等についての考え方	42
1. 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項	42
2. 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	43
3. 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	44
4. 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	44
第2章 各計画の成果目標の設定	45
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行	45
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	46
3. 地域生活支援拠点等の整備	47
4. 福祉施設から一般就労への移行	48
5. 相談支援体制の充実・強化	48
6. 障害福祉サービス等の質の向上	48
7. 障がい児支援の提供体制の整備等	49
第3章 障害福祉サービス・障がい児支援に関するサービスの見込量と確保方策	51
1. サービスの体系	51
2. 障害福祉サービスの見込量と確保方策	52
3. 障がい児支援に関するサービスの見込量と確保方策	58
4. 地域生活支援事業の見込量と確保方策	60
第5部 計画の推進体制	66
第1章 計画推進に向けて	67
1. サービス利用支援体制の整備	67
第2章 計画の評価と見直し	68
1. P D C Aサイクルによる評価と見直し	68
2. 計画におけるP D C Aサイクル	68
資料編	69
1. 第5期芦北町障がい福祉計画及び第1期芦北町障がい児福祉計画の進捗状況について	70
2. 芦北町自立支援協議会要綱	74
芦北町自立支援協議会委員名簿	76

第 1 部 計画の概要

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

わが国の障害福祉制度は、平成15年度に措置制度から自己決定によってサービスを利用する支援費制度へ移行し、さらに平成18年4月、障害者自立支援法の施行により、3障害（身体障害、知的障害、精神障害）を一元化した枠組みによる新たな制度へと移行しました。現在は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）において「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、また、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることを基本理念としています。

さらには、障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し、多様性を認め合う社会を目指し、継続的な取り組みにより共生意識の定着を図ることも求められています。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大は、様々な面で障がい者の生活に大きな影響を与え、各種障害福祉サービスの必要性・重要性が改めて認識されました。

そのため、長期的な障害者施策の方向性を示す「第4期芦北町障がい者プラン」を一部見直し、施策を推進するとともに、令和3年度から令和5年度までのサービスの提供体制の計画的な整備を進めるため、本町における現状や障がいのある人や障害福祉サービス事業者のニーズを踏まえ第6期芦北町障がい福祉計画及び第2期芦北町障がい児福祉計画を策定するものです。

策定にあたっては、「みんなで支え合い、ふれあいを大切にする福祉づくり」を目指す「第4期芦北町障がい者プラン」の基本理念との整合性を確保し、障がいのある人とその家族に寄り添った支援を充実させ、地域の中で安全で安心して生活できる基盤の整備を進めていきます。

2. 計画策定の趣旨

本町においては、平成30年度に「第4期芦北町障がい者プラン」「第5期芦北町障がい福祉計画」「第1期芦北町障がい児福祉計画」を策定し、障がい者の実態やニーズの把握に努め、計画的なサービスの提供、障害福祉サービスの充実等、障がい者福祉施策の推進に取り組んでいます。

これらの計画のうち、「第5期芦北町障がい福祉計画」「第1期芦北町障がい児福祉計画」については、令和3年3月に計画期間が終了することから、計画の進捗状況を検証し、国の動向や社会情勢、ニーズの変化等を勘案した上で、新たに「第6期芦北町障がい福祉計画」「第2期芦北町障がい児福祉計画」を策定します。

これらの計画は、障がいのある人の社会参加や地域共生の観点から、令和5年度を目標年度とする障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として「成果目標」を設定します。また、目標を達成するために障害福祉サービス等の必要な量等を「活動指標」として見込み、その確保のための方策を定めます。

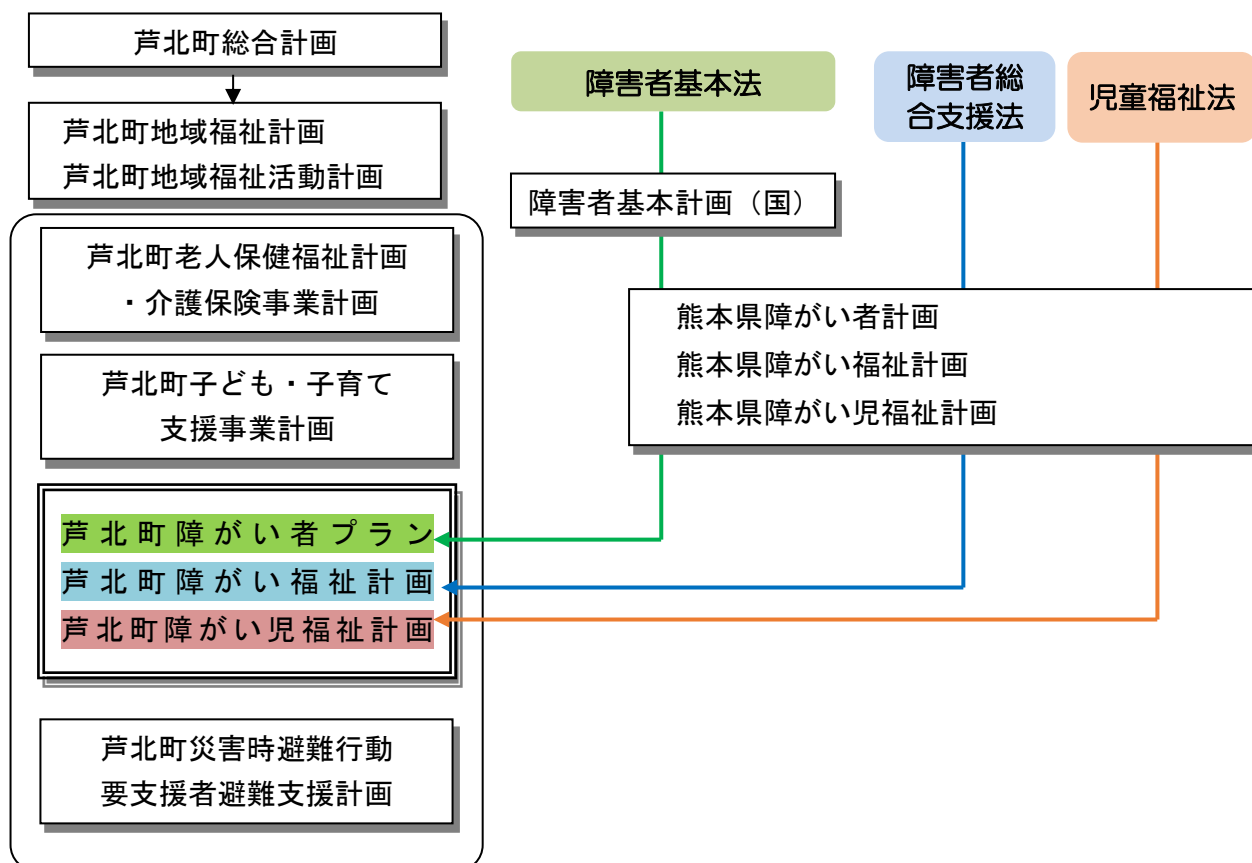
3. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画（プラン）」と、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「障がい者計画（プラン）」が障がい者のための施策に関する基本計画であるのに対して、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

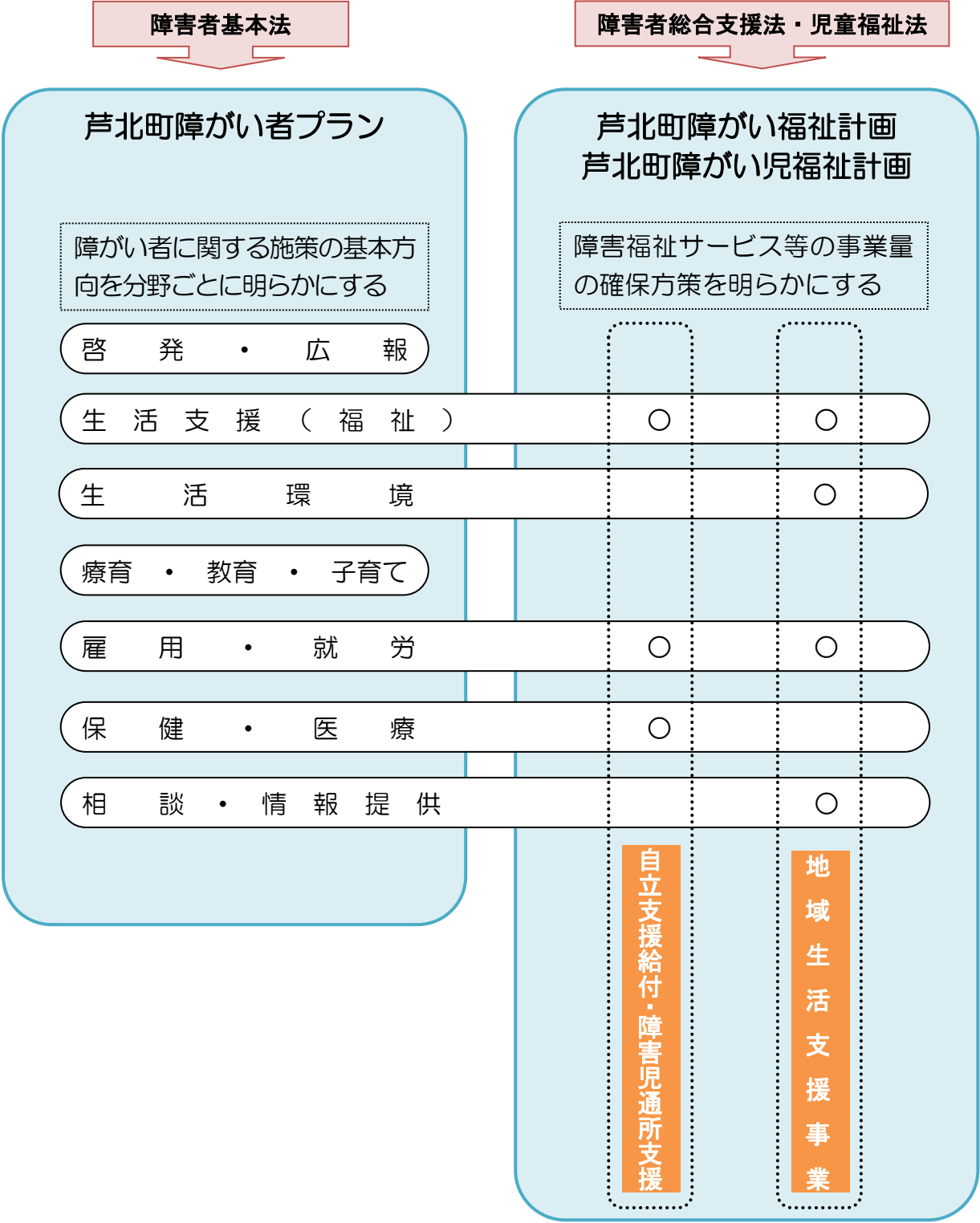
なお、計画の位置づけとしては、町政運営の基本方針である「芦北町総合計画」を上位施策とし、「芦北町地域福祉計画・芦北町地域福祉活動計画」や「芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画」等の関連計画との連携を行いながら、整合性をもって施策の推進を図ります。

◆上位・関連計画、根拠法



◆障がい者プラン、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の関係

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がい者プランに掲げる「生活支援」の事項中、障害福祉サービス及び障がい児支援に関する年間の実施計画的な位置付けで作成することが適当であるとされています。



4. 計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者」は、障害者総合支援法に定められた以下の対象者です。また、「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する18歳未満の障がい児をいいます。

- (1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
- (2) 知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者のうち18歳以上である者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障がい者を含む）
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。（難病患者等）

5. 計画の期間

「障がい者プラン」は、障がい者施策に関する基本計画としての性格を踏まえるとともに、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画に相当する「障がい福祉計画」と一体となって障がい者施策を推進していますが、計画の期間が平成30年度から令和5年度までの6年間となることから、国の動向や社会情勢、ニーズの変化等を勘案し、今回は一部内容を見直しています。

また、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」が、国の定める基本指針により計画期間が3年間と定められていることから、令和3年度から令和5年度までの3か年計画としています。

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
芦北町 障がい者プラン	第4期（6年間） 平成30年度～令和5年度						第5期（6年間） 令和6年度～令和12年度		
芦北町 障がい福祉計画	第5期		第6期		第7期				
芦北町 障がい児福祉計画	第1期		第2期		第3期				

6. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、町内の障がい者等を対象としたアンケートや障がい者任意団体等のヒアリングを実施し、当事者や支援者の意見等の基礎資料を活用し策定しました。

また、実態調査結果や町の施策の実施状況などを基に、障がい福祉に係る各関係機関の代表者で構成された芦北町自立支援協議会において、本計画素案等の検討、審議を行いました。

(1) 芦北町自立支援協議会の開催

本町では、障がい者施策の計画的推進を図るため、「芦北町自立支援協議会」を開催して、本計画を策定しました。以下にその主な協議内容を示します。

なお、委員の名簿は、巻末資料に掲載しています。

回数	開催日	協議内容
第1回	令和2年 6月24日(水)	- 計画策定の概要について - 各種アンケート、ヒアリング調査票について
第2回	令和2年11月18日(水)	- 各種アンケート、ヒアリング調査について - 現行の各計画に係る進捗状況について - 成果目標及び数値目標について(中間報告)
第3回	令和2年12月17日(木)	- 計画素案について - 障害福祉サービス、地域生活支援事業等の見込量及び確保方策の承認について
第4回	令和3年 2月22日(月)	- 計画内容等の協議及び承認について - 計画の推進について など

(2) アンケートの実施

現在の生活の状況や今後の生活についての意見、潜在的なニーズ(サービスの利用意向・福祉に関する意識等)、障がい児(者)のおかれた環境、その他の事情等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。

	障がい福祉に関するアンケート	子どもの発達・発育に関するアンケート
調査地域	芦北町全域	芦北町全域
調査対象者	令和2年10月1日現在、障害福祉サービス利用者で65歳以下の障がい者190名	令和2年10月1日現在、児童発達等受給者証をお持ちの児童・生徒の保護者71名
調査方法	利用事業者による配布・回収	郵送による配布・回収
調査期間	令和2年10月21日～令和2年11月20日	令和2年10月21日～令和2年11月20日
回収結果	配布数：190件 回収数：169件 (有効回収率 88.9%)	配布数：71件 回収数：41件 (有効回収率 57.7%)

(3) ヒアリングの実施

障がい者を取り巻く現状や今後の事業展開等を聴取し、計画の基礎資料とすることを目的にヒアリングを実施しました。

■障害福祉サービス事業者等

実施日	事業者名
令和2年10月23日(金)	くまもと芦北相談支援事業所
	石路の里相談支援事業所
	みつば学園相談支援事業所
	NPO法人 ばらん家
令和2年10月26日(月)	社会福祉法人 芦北福祉会(みつば学園)
	NPO法人 ひまわり芦北
令和2年10月27日(火)	社会福祉法人 志友会(くまもと芦北)
	社会福祉法人 光輪会(石路の里)
	合同会社 かんしょ
	NPO法人 ハッピーオレンジ

■障がい者任意団体

実施日	事業者名
令和2年 6月30日(火)	難病患者みどりの会
令和2年10月 7日(水)	芦北町手をつなぐ育成会
令和2年10月26日(月)	芦北町精神障害者家族会
令和2年11月 6日(金)	芦北町身体障害者福祉連合会

(4) パブリックコメントの実施

芦北町のホームページに掲載するとともに、福祉課窓口、田浦支所及び各出張所において、パブリックコメントを実施し、計画書の原案に対する意見聴収を行いました。

期間	意見
令和3年1月21日(木)～ 令和3年2月19日(金)30日間	なし

第2章 障がい者を取り巻く町の現状と課題

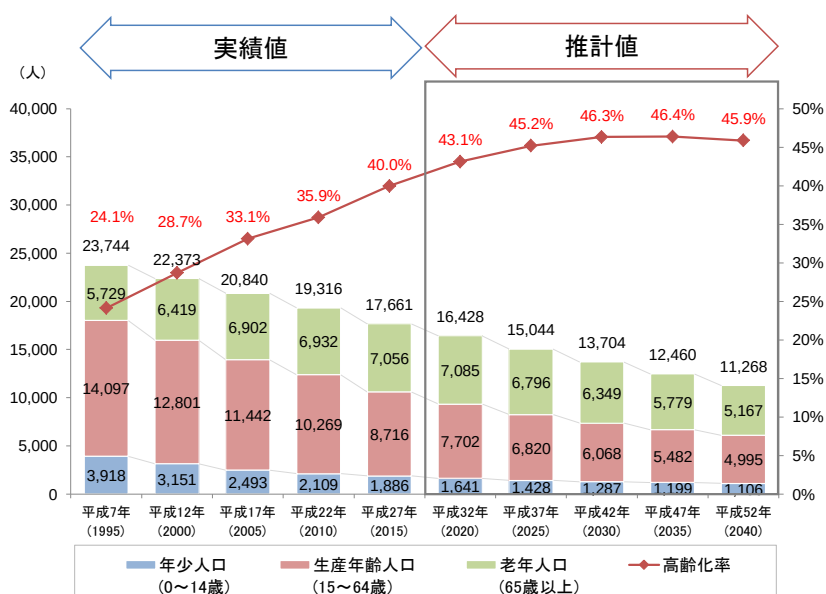
1. 人口に関する状況

(1) 人口の推移

本町の人口は、平成22年19,316人から平成27年17,661人となっており、1,655人の減少となっています。内訳をみますと、65歳以上の高齢者人口は、やや増加している一方で、15歳から64歳の生産年齢人口が1,553人の減少と著しく、人口減少の大きな要因となっています。今後も、近年の全国的な傾向である人口減少社会の影響を受け、総人口は減少していくものと推測します。

このような中、障がい者数も大きく増加はしないと見込まれますが、一方で、高齢化による「障がいの重度化」、「親なき後」など、高齢化の進展が著しい小規模市町村ならではの課題がでてきています。また、核家族化や町外・県外への人口流出が進んでおり、地域のつながりも希薄化していく傾向にあります。

■ 年齢3区分別人口の推移及び推計（総人口には年齢不詳分を含む）



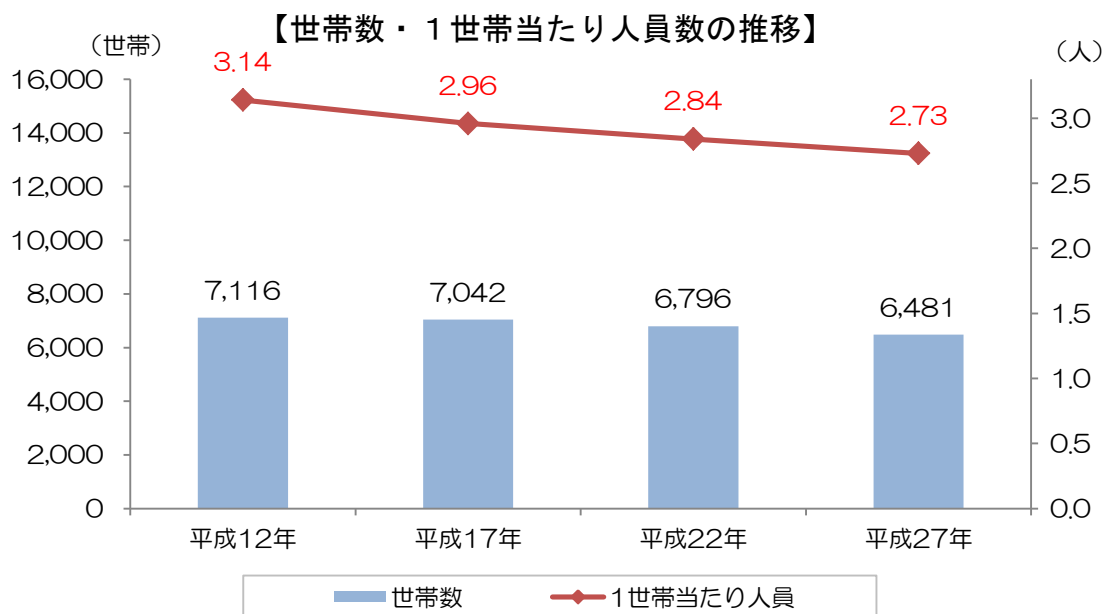
資料：平成7年～27年は「国勢調査」総務省、平成32年以降は「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」国立社会保障・人口問題研究所

（２）世帯数の推移

世帯数は、減少傾向で推移しています。

また、1世帯あたりの人員数は減少傾向にあり、これは、少子高齢化による影響が考えられ、ひとり暮らしの高齢者が増加することが予想されます。

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



「障がい」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「損なう」、「わざわざ」などの意味があり、「有害」、「被害」など否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、「不快感を覚える」、「人権尊重の観点からも好ましくない」などの意見があります。

「障害」をそのまま使用すべきとの意見もありますが、町では少しでも否定的なマイナスのイメージを和らげるため、法令や条例等の名称及びそれらの中で特定のものをさす用語、組織、関係団体、関係施設などの名称を除き、「害」を「がい」と表記することとしています。

2. 障がい者の状況

(1) 全体の状況

障害者手帳所持者の状況は、令和2年度の身体障害者手帳所持者が1,408人、療育手帳所持者が268人、精神障害者保健福祉手帳所持者が201人となっています。

また、本町の人口は年々減少しており、障がい者の割合は総人口の約11%を占めています。

表1 障がい者の推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	18,299	17,932	17,614	17,220	16,825
障がい者の人数	1,926	1,925	1,880	1,863	1,877
内					
身体障がい者	1,489	1,482	1,458	1,406	1,408
知的障がい者	238	238	245	264	268
精神障がい者	199	205	177	193	201

※各年度の数値は4月1日の数値。

資料：住民基本台帳・福祉課

(2) 障害者手帳数の推移

1級、2級の身体障害者手帳所持者数は、令和2年度が573人で、重度の身体障がい者が全体の約41%を占めています。一方、障がい別では、肢体不自由者が741名と全体の約53%を占め、次に、内部障がい（約25%）、聴覚障がい（約16%）、視覚障がい（約5%）、音声・言語障がい（約1%）の順となっています。

療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、概ね横ばいで推移しています。また、障害者手帳を所持していない、発達障がい者、高次脳機能障がい者数を合わせると、本町の障がい者数は、更に多くなると考えられます。

○身体障害者手帳

表2 等級別の推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	403	406	401	380	386
2級	212	210	204	194	187
3級	245	237	233	229	229
4級	405	399	390	377	376
5級	82	82	81	78	81
6級	142	148	149	148	149
合計	1,489	1,482	1,458	1,406	1,408

※各年度の数値は4月1日の数値。

資料：福祉課

表3 障がい種別の推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
視覚障がい者	77	75	72	66	69
聴覚障がい者	243	245	243	228	228
音声・言語障がい者	10	10	11	11	11
肢体不自由者	813	802	781	757	741
内部障がい者	346	350	351	344	359
合計	1,489	1,482	1,458	1,406	1,408

※各年度の数値は4月1日の数値。

資料：福祉課

○療育手帳（知的障害者手帳）

表4 等級別の推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A(重度)	111	111	109	112	110
B(中軽度)	127	127	136	152	158
合計	238	238	245	264	268

※各年度の数値は4月1日の数値。

資料：福祉課

○精神障害者保健福祉手帳

表5 等級別の推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	71	69	62	58	56
2級	114	121	103	123	127
3級	14	15	12	12	18
合計	199	205	177	193	201

※各年度の数値は4月1日の数値。

資料：福祉課

表6 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給者数	179	189	171	181	186

※各年度の数値は4月1日の数値。

資料：水俣保健所

○年齢別（身体障がい）

65歳以上の身体障害者手帳所持者数が占める割合は約84%で、加齢に伴う身体機能の低下による手帳の取得が多いことを表わしています。

表7 身体障害者手帳年齢別

(単位：人)

	身体障がい者					計
	肢体不自由	内部障がい	聴覚障がい	視覚障がい	音声・言語	
18歳未満	9	1	2	0	0	12
18歳～65歳未満	128	47	16	16	1	208
65歳以上	604	311	210	53	10	1,188
合計	741	359	228	69	11	1,408

※数値は令和2年4月1日の数値。

資料：福祉課

3. アンケートからの課題

アンケート設問項目に複数回答が含まれており、また、無回答もあるため100%にならない場合があります。

(1) 家族や生活状況について

- ・一緒に暮らしている人は、「父母・祖父母・兄弟」が31.4%と最も多く、次いで「配偶者」が5.3%「福祉施設・共同生活援助（グループホーム）」が52.7%となっています。
- ・「ひとりで暮らしている」は、10.1%となっています。
- ・日常生活で何らかの介助を必要とすることは、「お金の管理」、「薬の管理」、「外出」となっています。
- ・全体的に療育手帳所持者の介助を必要とする割合が高くなっています。
- ・介助者としては、「父母」、「ホームヘルパーや施設の職員」が多くなっています。
- ・介助をしてくれる家族の年齢は、60歳以上が約57.3%となっています。

【状況考察】

療育手帳所持者の介助の必要性が高く、主な介助者となっている家族の負担が大きいことが伺えます。このようなことから、介助者となる家族が一時的に支援ができなくなることに対応するために、短期入所（ショートステイ）等の一時預かり施設の充実が求められています。また、介助者の高齢化への対応、自立と親亡き後の不安の解消のため共同生活援助（グループホーム）など住まいの充実を図っていく必要があります。

(2) 障がいの状況について

- ・手帳所持者は、身体障害者手帳所持者48%、療育手帳所持者45%、精神障害者保健福祉手帳所持者7%となっています。
- ・健康や医療への不安や困っていることは、「障がいの重度化や病気の悪化」が不安という方が30.8%と最も多くなっています。

【状況考察】

障がい者の残存機能の維持・向上を引き出すための支援が必要となっています。

(3) 地域での生活について

- ・現在の住まいについては、「家族と暮らしている」が37.2%と最も多く、次いで「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が36%、「グループホームで暮らしている」が18.3%、「一人で暮らしている」が8.5%となっています。
- ・将来の暮らし方については、「今のまま生活したい」が53.9%、「家族と一緒に生活したい」が14.6%、「一般の住宅で独り暮らしをしたい」が11.2%、「グループホームなどを利用したい」が5.6%、「その他」が14.6%となっています。
- ・地域で生活するための支援としては、「障がい者に適した住居の確保」が38.2%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「地域住民等の理解」、「経済的負担の軽減」、「在宅で医療ケアなどが適切に利用できること」、「相談対応等の充実」、「生活訓練等の充実」の順となっています。

【状況考察】

障がい者が地域で自立して生活できるよう、居宅支援サービスや地域生活支援事業の充実を図るとともに、地域の福祉施設との連携と協力により、障がい者の生活の場の確保と自立に向けた支援が求められています。あわせて、不安の解消に向け、相談支援体制や福祉に関する情報提供体制の充実が必要と考えられます。

（４）外出について

- ・外出の頻度については、週に１回以上外出している人は全体で、64.5%となっています。障がいの種別による外出頻度に差はみられませんが、高齢になるほど外出の頻度は減少しています。
- ・外出する際の交通手段については、「親族（介助者）の自動車」が48.1%と最も多く、次いで「自分の自動車」が9.1%となっています。
- ・外出しない、外出できない理由としては、「常に医療的な処置が必要なため」、「外出したくない、必要がない」等が多くなっています。

【状況考察】

外出が障がい者の自立のための第１歩という観点から、外出への支援と公共施設のバリアフリー化などの充実が必要と考えられます。また、移動手段として自動車が多くなっていることから、高齢化の進展が見込まれる中、利便性の高い移動手段の確保も重要となります。

（５）就労について

- ・平日の日中の過ごし方については、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援Ａ型、Ｂ型を含む）」が51.5%と最も多く、次いで「施設や病院等で過ごしている」の29.6%、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」の7.1%となっています。

【状況考察】

一般就労は7.3%と低い状況にあることから、経済的に自立している障がい者は少ないと推測されます。このようなことから、障がい者が安心して働くことができる場の確保や就労継続支援の内容や工賃の見直しなどが必要になると考えられます。

（６）権利擁護について

- ・障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがある方は、31.9%となっています。
- ・差別を受けたり嫌な思いをした場所については、「学校・仕事場」「外出先」が多くなっています。
- ・成年後見制度については、「制度の名前も内容も知らない」が62.1%、「制度の名前も内容も知っている」が18.3%、「制度の名前を聞いたことがあるが内容は知らない」が14.8%となっています。

【 状 況 考 察 】

権利擁護については、障がい者を見守り、援助する場合のマナーなどを学ぶ必要があり、障がいのある方とない方との交流により、偏見をもつことなく接することができるよう福祉教育の一層の推進が必要と考えられます。また、障がい者とその障がいの特性について、さらには成年後見制度などの制度についての知識を普及していくことが必要となっています。

（ 7 ） 災害時の避難について

- ・災害時にひとりで避難できるかについては、1人で「できない」が74.6%と多く、1人で「できる」が24.3%となっています。
- ・災害が発生した時の避難場所を知っているかについては、「知っている」が52.7%と多く、「知らない」が43.2%となっています。
- ・避難できない理由については、「支援者・介助者がいないと移動できないため」が54.4%と最も多く、次いで「ひとりで判断や行動することが難しいため」、「避難についての情報が把握できないため」の順となっています。
- ・災害時の事前の対策については、「準備していない」が37.3%と最も多く、次いで「その他」、「家族や地域の人等と避難方法を決めている」の順となっています。
- ・災害時に避難所などで困ると思われることについては、「トイレのこと」が43.8%と最も多く、次いで「薬や医療のこと」、「介助をしてくれる人のこと」の順となっています。

【 状 況 考 察 】

家族・親族が対応できず1人で避難できない場合、近くの住民が手助けできる支援体制などを構築する必要があります。また、避難場所をあらかじめ知っておくことや災害に備えた準備、そして避難することを考えた場合、障がい者の個々のニーズに対応した避難支援及び避難所の在り方が求められています。

（ 8 ） その他

- ・現在の生活で困っていることや不安に思っていることについては、「身体の状態について」が38.5%と最も多く、次いで「親の老後や、親がいなくなった後のことについて」の28.4%、「老後について」の26%となっています。
- ・障がい者にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なことについては、「相談体制の充実」が42%と最も多く、次いで「保健・医療・福祉の在宅サービスの充実」の26%、「災害時の避難支援体制の確保」の22.5%となっています。

【 状 況 考 察 】

障がい者が、地域で自立して生活できるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実を図るとともに、地域の福祉施設との連携と協力により、障がい者の生活の場の確保と自立に向けた支援が求められています。あわせて、不安の解消に向け、相談支援体制や福祉に関する情報提供体制の充実が必要と考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障がい者プランにおいては、第3期の基本理念として掲げた「みんなで支え合い、ふれあいを大切にする福祉づくり」を継承し、障がいのある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。

また、「共生社会の実現」に向けて、本計画を障がい者だけを対象とするのではなく、住民全員の計画と位置づけ、障がいのある人もない人も対等の権利を持ち、住み慣れた地域でともに生活し、社会に参加できる福祉づくりをめざします。

《基本理念》

みんなで支え合い、ふれあいを大切にする福祉づくり

2. 基本的視点

障がい者プランでは、障がい者が住み慣れた地域の中での生活を継続しながら、障がいのない人とともに本町における共生社会を実現していくために、基本的視点として次の4点を掲げます。

(1) 支え合い、ともに生きるまちづくり

広く住民の中で障がい者が正しく理解され、差別や偏見のないまちづくりを推進していきます。

(2) 自己選択・自己決定の尊重と情報提供体制づくり

障がいのあるすべての人が、自らの選択に基づく生活スタイルを確保し、地域で安心して暮らし続けることができるよう相談支援体制を充実させます。

(3) 障がい者が自立して暮らしていける支援体制づくり

障害福祉サービスのさらなる充実のため、必要に応じて既存の施策を再編し、持続可能なサービス提供体制を構築します。

(4) 住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくり

ライフステージに応じた地域生活の選択が可能となるよう体制の整備を進めます。

3. 施策の体系

みんなで支え合い、ふれあいを大切にする福祉づくり

障がい者プラン

基本的視点

- (1) 支え合い、ともに生きるまちづくり
- (2) 自己選択・自己決定の尊重と情報提供体制づくり
- (3) 障がい者が自立して暮らしていける支援体制づくり
- (4) 住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくり

推進テーマ

共生社会の実現

重点施策

- ・ 障がい理解促進研修・啓発事業の実施
- ・ 障がい福祉関連の協議会を中核に据えた相談支援事業の充実
- ・ 保健・医療・福祉の連携
- ・ 障がい児支援のネットワークの強化
- ・ 意思疎通支援の充実
- ・ ユニバーサルデザインの普及
- ・ 避難行動要支援者避難支援制度の推進

8つの分野

- 1 **啓発・権利擁護**
障がいを理由とする差別や偏見を取り除き、人権が尊重され、みんなで支え合うまちを築きます。
- 2 **地域生活支援**
障がい者が地域生活を実現できるよう生活支援の強化を図ります。
- 3 **保健・医療**
障がいの原因となる疾病の予防と医療費助成等に努めます。
- 4 **療育・教育・子育て**
障がいのある子どもの育ちと子育てを支援します。
- 5 **雇用・就労、経済的自立の支援**
障がい者の自立や社会参加を実現できるよう就労支援を行います。
- 6 **情報アクセシビリティ**
サービス利用や人権が保障されるよう、相談・情報提供体制の充実を図ります。
- 7 **安全・安心**
安全・安心で、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進します。
- 8 **行政サービス等における配慮**
町職員等の障がい理解の促進に努めます。

障がい福祉計画

- ◆ 障害福祉サービスの見込量と確保方策
- ◆ 地域支援事業の見込量と確保方策
- ◆ 障がい児支援の見込量と確保方策

<数値目標>

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

分野別施策の体系

分野	基本施策	重点施策
Ⅰ 啓発・権利擁護	1. 啓発・広報活動の推進	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 各種福祉関連イベントの実施・支援 (3) 障がい理解促進研修・啓発事業の実施 (4) 小中学校における障がい福祉教育の推進
	2. 権利擁護及び差別の解消	(1) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の充実 (2) 人権意識の普及・啓発、障害者差別解消法の推進 (3) 虐待防止対策の推進
	3. 地域福祉の推進	(1) 障がい福祉施策推進のための人材の確保・育成 (2) 各種福祉支援員の養成支援 (3) 障がい者（児）福祉体制整備推進事業の拡充 (4) 「共生社会」の実現に向けた取り組み
Ⅱ 地域生活支援	1. サービス提供体制の整備	(1) 就労系サービスの充実 (2) 共同生活援助（グループホーム）の充実 (3) 高齢障がい者に対するサービスの充実 (4) 3障がい共通の制度の適正な運営
	2. 相談支援体制の充実	(1) 重層的な相談支援体制の構築 (2) 障がい福祉関連の協議会を中核に捉えた相談支援事業の充実 (3) 相談支援専門員の育成と確保 (4) 障がい者と家族への支援 (5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
	3. スポーツ・文化芸術活動等の推進	(1) 文化活動の推進 (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進 (3) 町主催行事等の企画への参加促進
Ⅲ 保健・医療	1. 保健・医療サービスの充実	(1) 保健・医療・福祉の連携 (2) 精神障がい者に対する支援 (3) 難病の周知と支援の充実
Ⅳ 療育・教育・子育て	1. 障がい児支援の充実	(1) 相談支援事業所を中核に捉えた相談支援体制の充実 (2) 障がいの早期発見、早期治療・療育の充実 (3) 障がい児支援のネットワークの強化
	2. 障がい児教育の充実	(1) 特別支援教育の実施 (2) 学童保育の充実 (3) 進路相談・就労支援
Ⅴ 雇用・就業、経済的自立の支援	1. 一般就労の促進	(1) 企業への啓発・理解促進 (2) 就労・生活支援機関との連携 (3) 本町における雇用の促進
	2. 福祉的就労の充実	(1) 就労移行支援事業・就労継続支援事業の利用促進 (2) 工賃向上の支援 (3) 障害者優先調達推進法の促進
	3. 就労支援の充実	(1) 就労に関する相談体制の充実 (2) 職業能力の習得支援 (3) 創業・起業等の支援
Ⅵ 情報アクセシビリティ	1. 意思疎通支援体制の充実	(1) 意思疎通支援体制の充実
	2. 情報提供の充実	(1) 情報のバリアフリー化 (2) 多様な広報媒体の活用
Ⅶ 安全・安心	1. 福祉のまちづくりの推進	(1) ユニバーサルデザインの普及 (2) 公共施設のバリアフリー化 (3) 住まいの確保 (4) 移動支援の充実
	2. 防災対策の推進	(1) 災害時避難行動要支援者避難支援計画の推進 (2) 防災対策の推進 (3) 災害時の避難誘導体制の構築
	3. 防犯対策の推進	(1) 防犯対策の推進 (2) 障がい者に対する消費者教育
Ⅷ 行政サービス等における配慮	1. 行政サービス等における配慮及び障がい理解の促進等	(1) 町職員等の障がい理解の促進等

第2部 芦北町障がい者プラン

第1章 啓発・権利擁護

1. 啓発・広報活動の推進

現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らす社会を築くためには、すべての人が障がいに対する正しい理解を深めることが重要です。

これからの共生社会では、障がい者が身近な地域でその人らしく自立して生活していくことが「あたりまえ」であることを、さまざまな機会を活用して地域社会に発信する必要があります。

施策の方向性

障がい者が住み慣れた地域の中で自立し、主体的に社会参加できる障がい者と地域住民、ボランティア等が日常的に交流できる場を整備して、障がい者が主体となった活動を積極的に支援し、住民の協力のもとに交流と理解を進めます。

また、住民全体の正しい理解により、障がい者が共に生きる仲間として尊重され、そして思いやりや助け合いの心で支え合う、心やさしい福祉社会の実現のためにも、広報・啓発活動を推進します。

重点施策

(1) 啓発・広報活動の推進

「発達障がい啓発週間」(4月2日～4月8日)、「障がい者週間」(12月3日～12月9日)の周知を図るとともに、「広報あしきた」や芦北町ホームページ等による、障がいに対する正しい理解と知識の普及・啓発を行います。

(2) 各種福祉関連イベントの実施・支援

障がい者が抱えている問題をテーマとした学習会や、障がいの有無にかかわらず、様々な人が参加・交流できるイベントを実施・支援します。

(3) 障がい理解促進研修・啓発事業の実施

障がい福祉に関する啓発を行う講習会・研修会の実施に努め、地域・職場等での障がいに対する理解と認識を深めます。

(4) 小中学校における障がい福祉教育の推進

小中学校の総合的な学習の時間等において、インクルージョンの理念を基本とした障がい者に対する理解や「共生」についての学習を行い、障がい福祉教育を推進します。

2. 権利擁護及び差別の解消

現状と課題

本町では、判断能力が不十分なために財産の管理や日常生活で生じる契約などの法律行為を自分で行えない障がい者の権利を守るため、「成年後見制度」と「日常生活自立支援事業」を実施しています。しかし、アンケートでは、約半数の方が制度や事業の名前も内容も知らないとし、利用実績も少ない状況です。障がい者の権利擁護を推進するため、周知を図り、必要とされる方への適切な支援が求められています。

施策の方向性

成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の認知度を高め、利用を促すとともに、後見活動や日常生活支援を担う後見人や支援員の担い手を増やしていく必要があります。また、成年後見制度は後見人の担い手の不足が指摘されており、専門職後見人を補う市民後見人の役割が期待されています。

障がい者の自己選択・自己決定の尊重（気持ちを尊重する）と保護（法的権利を守る）を基本として、障がい者の権利擁護を推進します。また、障がいを理由とする差別の解消を推進していきます。

重点施策

（１）成年後見制度・日常生活自立支援事業の充実

権利擁護に関する知識や理解の普及啓発、成年後見人報酬助成や成年後見町長申立等の相談窓口の周知と制度が必要な障がい者の利用支援を行います。そのため、水俣芦北圏域で委託している水俣市権利擁護センターを中核機関とし、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備に努めます。

また、権利擁護センターでは、親族後見人等の日常的な相談対応及び市民後見人養成講座を開催し、修了者には社会福祉協議会の後見支援員として実務経験を重ね、市民後見人の活用を進めていきます。

（２）人権意識の普及・啓発、障害者差別解消法の推進

障がい者を含むすべての住民の尊厳が守られる社会をめざして、人権意識の普及・啓発に努めます。また、障がいを理由とする差別の解消を推進していきます。

（３）虐待防止対策の推進

高齢者に対するものと共通させた、障がい者への虐待防止のネットワークや相談体制の構築・充実に努め、虐待の防止、早期発見・早期対応を推進します。

3. 地域福祉の推進

現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らす社会を築くために、行政だけでなく、地域住民や地元企業、地域のさまざまな機関など社会全体で障がい者を支援する必要があります。

また、障がい者福祉に関わる地域住民の自主的な活動の育成支援や地域に潜在する人材の掘り起こしも重要です。こうした地域社会のさまざまな組織や人材を、障がい者福祉に有機的・効果的に結びつけるためには、地域ぐるみのネットワークの整備が必要です。

施策の方向性

障がい者・ボランティア等を含めた地域住民の福祉の推進体制の強化に努めるとともに、ボランティア団体や住民自治組織、当事者団体等、住民による主体的な活動を支援し、活動しやすい環境の整備に努めます。

また、障がい者と地域住民、ボランティア等が日常的に交流できる場を整備して、障がい者が主体となった活動を積極的に支援し、住民の協力のもとに交流と理解を進めます。

重点施策

(1) 障がい福祉施策推進のための人材の確保・育成

障がい福祉施策の推進のため、町職員等の人材の確保・育成を図るとともに、障害福祉サービス事業所職員等、障がい者とかかわる方の人材の確保・育成に努めます。

また、地域で活動する人材の発掘・育成に努め、ボランティアやNPOの活動推進にあたっての参加者や指導者の育成・確保に努めます。

(2) 各種福祉支援員の養成支援

訪問活動、相談、付き添い等を行う福祉支援員の養成を支援します。

また、視覚、聴覚障がい者の活動を支える幅広い人材の確保を図るための点訳、朗読、ガイドヘルパー、手話、要約筆記等の養成講座や講習会を開催し、資質の向上に努めます。

(3) 障がい者（児）福祉体制整備推進事業の拡充

潜在的ニーズを表出させる訪問活動と併せて障がい者のニーズに応じたインフォーマルサービスの体制づくりに努めます。

(4) 「共生社会」の実現に向けた取組み

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、障がい者及びその世帯等が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等関係機関との連携を図ります。

第2章 地域生活支援

1. サービス提供体制の整備

現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で生活するためには、各種の福祉サービスを充実し、障がい者の自立した生活を支援するとともに、介助にあたる家族の負担を軽減することが重要です。

町では、これまで、居宅介護、生活介護、短期入所（ショートステイ）、補装具および日常生活用具の給付、入浴サービス、手話通訳者の派遣、移動支援などの福祉サービスの提供を実施しています。

障害者総合支援法に伴う制度改正により、障がい者への福祉サービスは「日中活動系」「居住系」「訪問系」の3つのサービスと「地域生活支援事業」に再編されています。

今後も国や県の施策動向を踏まえながら、障がい者の地域での自立生活を支援するためのサービスを充実させる必要があります。

また、介護保険認定者の併用者にあっては、障害者総合支援法第7条により介護保険の規定による保険給付が優先され、介護サービスには相当するものがない場合に、障がい福祉サービスを適用することになります。

施策の方向性

障がい者福祉の在り方が、施設での保護中心の対応から、自宅や共同生活援助（グループホーム）などでの自立支援中心の対応へと変化していることを踏まえ、在宅生活を支援するサービスの充実に取り組みます。

福祉的な対応が遅れている精神障がい者に対するサービスについては、障がいの特性等に配慮しながら、施策の充実を図ります。

以下の重点施策以外の取り組みについては、第6期芦北町障がい福祉計画に記載しています。

重点施策

（1）就労系サービスの充実

就労の場としては、就労移行支援や就労継続支援等が必要となりますが、本町では事業所が少ないため、障がい者の働く場を確保し各々の生活の質の向上を図るために、就労系サービスの充実を図ります。

（2）共同生活援助（グループホーム）の充実

障がい者が施設や病院から地域生活へ移行するためには、生活の場として共同生活援助（グループホーム）が必要となります。また、「親無き後」の障がい者の住まいの場としても期待できます。今後必要な量を確保するため、行政や事業所が連携し、設置に向けた検討を進めていきます。

(3) 高齢障がい者に対するサービスの充実

65歳以上の障がい者は、原則として介護保険制度のサービスを利用することになりますが、障がい特性を勘案し、必要に応じ障がい福祉関係施策に基づくサービスを利用できる環境を整え、また、居宅介護支援事業者との連携を図っていきます。

(4) 3障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）共通の制度の適正な運営

障がい者本人の意向を踏まえながら、障がい特性等に応じたサービスの利用を支援します。

また、様々な運営主体の福祉サービス事業者の参入を呼びかけ、地域における福祉サービス基盤の整備・充実を図ります。

■障がい理解の促進に向けた取組み（フォーラム・スポーツレクリエーション）

平成25年度あしきた障がい福祉フォーラム

（平成25年10月15日開催）

基調講演

演題：「共生共育の実現へ」講師：NPO 法人とら太の会 理事長 山下 順子氏（左）

パネリスト：テーマ：「あなたの、〇〇で障がい者の生活が変わります」

パネリスト：芦北町手をつなぐ育成会 石田会長 他2名

コーディネーター：NPO 法人ばらん家 松原理事長



平成26年度あしきた障がい福祉フォーラム

（平成26年11月15日開催）

席上揮毫：金澤翔子氏による席上揮毫

講演会：演題：「ダウン症の娘と共に生きて」講師：金澤泰子氏



平成27年度あしきた障がい福祉フォーラム

（平成27年10月24日開催）

講演会：演題：「生きている喜び」

講師：柳岡 克子氏



あしきた障がい理解促進事業

（平成28年度 平成28年10月15日開催）

（平成29年度 平成29年10月14日開催）

（平成30年度 平成30年10月13日開催）

（令和元年度 令和元年10月19日開催）

※令和2年度 中止

スポーツレクリエーション

「バリアフリーディスクゴルフ大会」



2. 相談支援体制の充実

現状と課題

アンケートでは、公的な機関や地域の福祉関係者へ相談する方が少ないことから、利用しやすい相談窓口の設置が必要となっています。

障がい者や家族にとって、いつでも身近なところで福祉サービス等に関して相談できることが、安心して暮らす基盤となることから、障がい特性や必要性に応じていつでも相談できる体制づくりと、総合的な相談支援が重要となります。

施策の方向性

行政・障がい者相談員及び障がい者相談支援事業所等が連携し、地域において身近で利用しやすい相談支援体制をつくり、障がい者の日常生活における悩みや問題を気軽に相談できる環境づくりを進め、また、人材の育成・確保に努めます。

重点施策

(1) 重層的な相談支援体制の構築

地域の様々な問題に係る社会資源を活かしながら、多種多様な相談に対応できるよう、総合的な相談窓口を設置し、重層的な相談体制を構築していきます。

(2) 障がい福祉関連の協議会を中核に捉えた相談支援事業の充実

相談支援事業を適切に実施していくために圏域自立支援協議会を設置し、相談支援事業の運営評価、困難事例の対応方法の検討を行いながら、相談支援体制の充実を図っていきます。

(3) 相談支援専門員の育成と確保

相談支援専門員は、障がい特性や障がい者の生活実態に対する詳細な知識と経験が必要であることから、円滑な相談が可能となるよう相談支援専門員の指導に努めます。

(4) 障がい者と家族への支援

障がい者への家族支援として、定期的な意見交換の場を設け、精神的サポート・自立のための情報交換・障がい福祉施策の充実を図ります。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

関係機関と連携を図るなど、多方面あるいは専門的な意見を基に、地域移行に向けた支援のあり方を検討していきます。

また、精神障がい者が地域の一員として安心して暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について、県や圏域と検討していきます。

3. スポーツ・文化芸術活動等の推進

現状と課題

障がいの有無に関わらず、充実した日常生活を送るためには、生きがいをもって生活することが大切です。スポーツは、障がい者にとって体力の維持・強化だけではなく、機能訓練や機能回復の面でも効果があります。また、文化活動は、自立や社会参加を促進し、健康で豊かな生活を促進しています。

また、在宅障がい者が通所して文化的活動や機能訓練等を行う日中活動系サービス事業及び障がい者施設での日中活動を支援するほか、障がい者個人や団体の自主的、主体的な芸術・文化・スポーツ活動が継続的に行われるようにも支援しています。

このように、障がい者が就労以外の場所でも積極的に社会参加できる環境を整えとともに、気軽に参加できるような仕組みづくりが求められています。

施策の方向性

障がい者の生活をより豊かにするために、スポーツ・文化活動への参加を促進していきます。

重点施策

(1) 文化活動の推進

障がい者が、文化や芸術に接する機会を広げるとともに、文化作品の展示や、ホールなどで活動の成果を発表することができる方策について検討します。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

障がいの種別や程度に応じたスポーツ参加の方策について検討します。また、ボランティアや関係団体等との連携により、障がい者が参加しやすい環境を整えとともに、既存の施設を活用し、活動の場の提供に努めます。

(3) 町主催行事等の企画への参加促進

町が主催する文化・スポーツ・レクリエーション関連行事等の企画運営に関しては、関係団体から意見を聴取し、必要に応じて協力を得ることで、障がいの有無に関わらず全ての人が行事を楽しめる環境の整備に努めます。

第3章 保健・医療

1. 保健・医療サービスの充実

現状と課題

アンケート結果では、日常や将来の悩み・不安について、障がいや健康上の心配や悩みを抱えている障がい者が約50%を占めています。

障がいによる心身機能の低下の軽減や、二次障がいの予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーションなど、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、医療体制を整備することが必要となっています。特に、近年では社会構造の変化により、ストレスの増加等による、うつなどの精神障がい者も増加しており、発症予防や早期治療に取り組むことが必要です。また、難病患者が適切な医療を受けながら、地域で生活していくことの支援も必要とされていますので、精神障がい者や難病患者については、実態把握に努めるとともに、適切なサービスを総合的に提供するため、医療機関や保健所との連携を図る必要があります。

施策の方向性

障がいの原因となる疾病等の予防に引き続き取り組みます。

また、精神障がい者や難病患者に保健・福祉・医療のサービスを総合的に提供するため、医療機関、保健所及び福祉事務所と連携を図ります。

重点施策

(1) 保健・医療・福祉の連携

障がい者が身近な地域で必要な保健、医療、福祉サービス等を受けられるよう、地域の保健福祉医療体制等との連携を構築し、障がい者の健康の保持・増進に努めます。

(2) 精神障がい者に対する支援

精神障がい者の人権に配慮しながら、精神的ケア・医療的ケアを十分に受けることができるように各関係機関との連携を強化します。また、精神科病院から退院し、地域に住むにあたっての地域移行・地域定着の様々な支援を行う事業の活用を図ります。

(3) 難病の周知と支援の充実

難病患者の実態把握に努め、難病の周知に取り組み、理解促進を図ります。また、県と連携し、難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図り、個々のニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

第4章 療育・教育・子育て

1. 障がい児支援の充実

現状と課題

本町では、出産前に妊婦健康診査を実施し、出産後は、赤ちゃん・産婦さん訪問、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施して子育て相談、発達相談などを実施しています。

妊婦健康診査は、早産や低出生児などの発症の原因となる生活習慣病や妊婦高血圧症候群等の発生予防のためにも重要であることから、健診を徹底するとともに、病気や障がいの原因となる疾病等について理解を促進する必要があります。また、乳幼児健診や発達相談等は、疾病や障がいの早期発見にもつながっていますので、医療機関と連携を図り、障がいの早期発見に努め早期療育につなげていくことが求められています。

なお、身体などの発達が気になる子どもたちに対して、できるだけ早期に、特に、乳幼児期に必要な療育を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。

このことから、障害者手帳の有無に関わらず、複数の関係機関等で連携して切れ目のない支援をすることが重要になってきます。

施策の方向性

身近な環境で適切な療育を受けられるよう保健・福祉・教育の関係者の連携を図ります。

また、関係機関、社会福祉法人などとの連携により、未就学児から継続的な支援を行うことで将来の生活力の向上、自立と社会参加を図ります。

重点施策

(1) 相談支援事業所を中核に捉えた相談支援体制の充実

相談支援事業所を中核に捉え、教育機関、障がい者の家族及び行政等の個別支援会議等を踏まえ、専門的な知見を有する障がい児への適切な支援を図っていきます。また、障がい児を持つ親及び福祉関係者の相互理解を図るため、意見交換等を開催します。

(2) 障がいの早期発見、早期治療・療育の充実

妊婦や新生児、乳幼児に対する各種健康診査や保健指導等を充実させるとともに、必要に応じて関係機関と連携し、発達障がい対策や療育事業を拡充していきます。

(3) 障がい児支援のネットワークの強化

関係機関、社会福祉法人などとの連携を強化し、未就学児を対象とした相談支援、児童発達支援、就学児を対象とした放課後等支援の放課後等デイサービスにより継続的な支援を行うことで、障がい児の将来の生活力の向上、その子らしい自立と社会参加を図ります。

2. 障がい児教育の充実

現状と課題

本町では、障がい児の保育・教育の充実のため、関係機関と連携し、発達障がい児の権利擁護のための研修など、障がい児を受け入れるための体制づくりや、個々の実態に即した就学指導を実施してきました。アンケートでは、保育・教育に関する要望について、「子どもの能力や障がいの状況に適した指導」と「就労や進路などの相談体制の充実」とする回答が多くあったことから、教職員が専門知識を持ち、障がいに応じた教育が受けられる教育環境が求められています。また、それぞれの障がいや希望に合った進路に進めるよう、一般就労に向けた支援や相談支援を充実していく必要があります

施策の方向性

障がい児が、地域の学校で学びながら、一人ひとりの教育的ニーズに合った教育を受けられるよう保健・福祉・教育の関係者の連携を図ります。また、障がい児の生活・学習環境の整備を推進します。

重点施策

(1) 特別支援教育の実施

障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、町立の小中学校における支援教室の設置や関係機関等との連携により、適切な教育的支援を行うために障がい理解等の研修等を充実し、障がい児に関わる全ての教職員が、専門的な知識を身につけ、障がい種別の多様化等に適切に対応できる体制の充実を図ります。また、障がいのある児童と障がいのない児童との交流学習や共同学習を積極的に行い、人権教育を充実させることで相互理解を深めます。

(2) 学童保育の充実

地域の学童保育所において、障がい児の受け入れができるように、受入れ体制の強化に努めます。

(3) 進路相談・就労支援

就労を希望する障がい児が円滑に働けるように、進路相談により生徒の就職希望の把握を行い、学校・事業所等の関係機関との連携を図りながら進学・就労支援を推進します。

第5章 雇用・就労・経済的自立の支援

1. 一般就労の促進

現状と課題

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、経済的基盤の確保が不可欠であり、障がい者への所得保障の充実とともに、就労の機会を確保することが重要な課題となっていることから、障害者総合支援法による自立支援制度において、特に力を入れて取り組んでいくべき事項の1つと位置づけられています。

施策の方向性

公共職業安定所など労働行政関係機関と連携しながら、一般就労（雇用就労）を希望する障がい者への支援や事業主への理解促進を図ります。

重点施策

（1）企業への啓発・理解促進

企業などへ「障害者雇用促進法」等に関する情報の発信や、障がいへの理解を深めるための広報・啓発を推進していきます。

（2）就労・生活支援機関との連携

一般就労及び職場定着の促進を図るため、障がい者就業・生活支援センターやハローワークなど関係機関との連携を図ります。

（3）本町における雇用の促進

本町が運営する施設などにおいて障がい者の雇用を促進し、法定雇用率の達成に努めます。

2. 福祉的就労の充実

現状と課題

「福祉的就労」への要望は年々高まっており、障がいの状況や本人の適性に応じて、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなど多様な選択肢を確保するよう努める必要があります。

また、障害者支援施設及び就労継続支援事業所等で就労する障がい者や在宅で就労する障がい者の経済的な自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するため、平成 25 年 4 月に障害者優先調達推進法が施行されています。

施策の方向性

多様な福祉的就労先の確保及び物品等調達の推進に努めます。

重点施策

(1) 就労移行支援事業・就労継続支援事業の利用促進

一般就労実現のため、就労移行支援事業と就労継続支援事業（A 型・B 型）の利用を促進し、就労を希望する障がい者を就労移行支援事業へ適切につなぐために、相談支援事業所と連携を図り、出前相談等の実施により相談しやすい環境を整備します。

(2) 工賃向上の支援

障害者支援施設及び就労継続支援事業所が製作する製品の開発や紹介、販売場所の確保、製品展示等の支援に努めます。

(3) 障害者優先調達推進法の促進

公的機関等において、物品やサービスを調達する際、障害者支援施設及び就労継続支援事業所等から優先的・積極的に購入することを推進していきます。

3. 就労支援の充実

現状と課題

障がい者の就労支援については、就労に必要な知識・技術を身につけることや、日常生活から就労に関する悩みを気軽に相談できる体制を充実させることが必要です。

また、就労を支援したり、働きやすい環境づくりを進めるためには、学校、企業、行政など関係機関が連携・協力を進めていくことが大切です。

アンケートから、仕事で悩んでいることについて、「職場でのコミュニケーションや人間関係」、「収入に関すること」、「相談できる人がいない」など様々な悩みを抱えていることがわかります。

就労前から就労後まできめ細かなサポートを行い、また、就労に対する相談に適切に応じることで、就労する障がい者の不安や悩みを和らげることが必要です。

施策の方向性

公共職業安定所等との情報の共有を図り、その周知と連携に努めます。

重点施策

(1) 就労に関する相談体制の充実

障がい者職業・生活相談センターの機能の充実や利用の促進を図り、就労及び生活面の一体的な相談支援を実施します。また、ジョブコーチの活用により、障がい者の職場への適応と職場定着を支援します。

(2) 職業能力の習得支援

障がい者職業センターや障害者能力開発校において行われている、専門的な職業リハビリテーションや障がい者の特性に応じた職業訓練への支援に努めます。

(3) 創業・起業等の支援

障がい者の就労へのニーズに対応するため、保護者、社会福祉法人、NPO法人等による小規模作業所等の設立に対して、空き店舗等の活用を含め、身近な場所におけるサービス拠点の整備を支援します。

第6章 情報アクセシビリティ

1. 意思疎通支援体制の充実

現状と課題

障害者基本法第3条において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」とされています。

様々な障がいの中でも、聴覚障がい者や言語障がい者はコミュニケーション手段が限定され、社会参加するうえで大きなハンディとなることから、手話通訳等は、生活する上での意思の伝達手段として重要な役割を果たしています。

なお、近年、パソコンやインターネットを利用した情報通信が、障がい者の日常的なコミュニケーションや情報伝達の手段となってきていること、また、障がい者の就労や生涯学習まで、いろいろな場面で影響を与えるようになってきていることから、障がい者のICT（情報通信技術）利用を支援することが求められています。

施策の方向性

障がい特性を理解し、コミュニケーションのハンディに配慮した施策を推進します。

重点施策

（1）意思疎通支援体制の充実

障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者の養成を促進し、また、情報やコミュニケーションに関する日常生活用具給付事業の周知を図り利用を促進します。

2. 情報提供の充実

現状と課題

障がい者が地域で生活していくためには、様々な情報が必要となってきます。本町では、担当窓口において障害者手帳の交付、福祉サービスの利用案内等を行っています。また、「広報あしきた」において、町や福祉に関する様々な情報提供を行っています。

今回のアンケートでは、福祉関係の情報の入手先として「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「町の広報紙」となっていることから、その重要性がうかがえます。

特に、障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正に伴い、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の事業の種類が多岐に渡ることから、サービスの内容がわかりにくくなっています。

よって、制度を有効に活用できない場合もあるため、各種制度の内容や手続きの周知を図る必要があります。

施策の方向性

広報紙やホームページ等を活用し、制度やサービスの内容の周知に向け広報を行い、各種制度の普及と定着に努めます。

重点施策

(1) 情報のバリアフリー化

障がい者施策の各種制度や制度改正に伴う福祉サービスの変更、行政情報等について、わかりやすさに配慮するために、障がいの種別に配慮を行うとともに、町のホームページ等では、障がいの有無に関わらず誰もが必要な情報を入手できるよう、ウェブアクセシビリティの確保と向上を推進します。

(2) 多様な広報媒体の活用

町の広報紙やインターネットなどを活用し、福祉の情報や新しい制度の紹介を行い、周知を図ります。また、行政の窓口でも各種手続きの申請時等において「熊本県障がい福祉のしおり」等を用いた情報提供を行うとともに、関係機関の窓口パンフレットを置いたり、イベントや交流活動時に配布する等、情報の提供に努めます。

第7章 安全・安心

1. 福祉のまちづくりの推進

現状と課題

本町では、障害者差別解消法の施行に伴い、公共施設の段差解消や障がい者に配慮した設備が求められており、更なる充実が求められています。また、公民館等の小規模な施設ではユニバーサルデザイン化されていないところもあり、障がい者の利用に支障がないきめ細かい整備が必要です。このように、障がい者が住み慣れた地域の中で自立した生活を送るためには、日常生活の拠点となる住みやすい住宅の確保が重要となります。

さらに、障がい者の社会参加を進めていく上で、不特定多数の住民が利用する公共交通機関、道路等は障がい者が不便を感じることなく、容易に利用できるように整備されていることが必要です。

施策の方向性

誰もが安心して暮らせるまちをつくるため、道路や公共建築物、公共交通機関のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。

重点施策

(1) ユニバーサルデザインの普及

ユニバーサルデザインの理念を踏まえ、すべての人が利用しやすいようハード面の整備と併せて、障がいのある人もない人も、地域で共に生きる共生社会の実現のため、障がいに対する理解を深める取り組みを推進します。

(2) 公共施設のバリアフリー化

住民の方々が多く利用される公共施設及び災害時等の避難所については、障がい者及び高齢者の立場から利用しやすさ、使いやすさの現状と課題の把握に努め、関係各課と連携のうえ、誰もが利用しやすい施設づくりに努めます。

(3) 住まいの確保

居宅系サービスについて周知を図り、一人ひとりの生活状況や希望に沿えるように必要に応じて福祉サービス事業所と協力し、希望する形で自立した生活が送れるよう支援します。

また、自宅等において、障がい者が安心して生活できるよう手すりの設置や段差の解消などの整備を進めていきます。

(4) 移動支援の充実

外出や余暇活動など、多様な外出に対応できる移動支援事業について、サービス提供体制を維持し、サービスを必要とする人が適切に利用できるように情報提供に努めます。

2. 防災対策の推進

現状と課題

防災対策については、「避難行動要支援者避難支援制度」に基づいた支援体制を推進してきましたが、令和2年7月豪雨では、想定を超える被害により、既存の体制では対応できない状態でした。

令和2年7月豪雨を踏まえて、災害時は公助としての行政の支援だけではなく、地域住民等の自助・共助の仕組みを一層強化し、地域や自主防災組織等の関係機関がお互い支え合うことが重要と考えられます。

アンケートでは、「避難する際の不安」と「避難所での不安」とする回答が多く、家族・親族が対応できない場合に不安を抱えている障がい者や家族が多いことがわかります。

施策の方向性

令和2年7月豪雨の課題を踏まえ、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする障がい者（避難行動要支援者を含む）の円滑かつ迅速な避難確保を図るため、障がい等の特性に応じた支援に努め、福祉避難所の周知及び障害福祉関係機関との連携を強化していきます。

芦北町災害時避難行動要支援者避難支援計画に基づいて、障がい特性を踏まえたきめ細かい支援策を推進します。また、障がい者やその家族等に対して、本計画の更なる周知や防災訓練への参加を促します。

重点施策

（１）災害時避難行動要支援者避難支援計画の推進

災害が起きたとき、まずは障がい者本人又はその家族の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握及び防災にかかる意識づくりに努めます。また、障がい等の特性に応じた個別計画の策定・見直しを行います。

（２）防災対策の推進

障がいの種別に応じたパンフレットの作成や講習会・訓練等への参加を促進し、防災や防犯に対する知識の普及を図ります。

また、地域住民が高齢者や障がい者を把握し、日頃から防災点検や声かけを行うことを推進します。

（３）災害時の避難誘導體制の構築

災害が起きたときに、要支援者を誘導する方策について検討し、また、指定避難所内に障がい特性に配慮したスペースを必要に応じ確保するよう努めます。

また、福祉避難所の開設条件や運営についての取り決めに明確にし、災害時に円滑な受入れや対応ができるよう、町と協定している福祉避難所との連携にも努めます。

3. 防犯対策の推進

現状と課題

障がい者が訪問販売による詐欺や悪質商法に巻き込まれるケースが増加しています。障がい者を犯罪等の被害から守るためには、地域社会の見守りや警察との連携が特に重要となります。

また、障がい児・児童、生徒についても犯罪に巻き込まれるケースが見受けられることから、日常的な地域における見守りが必要とされます。

施策の方向性

障がい者が地域で安全に安心して暮らすことができるよう、防犯や消費者トラブル防止等の安全対策の推進や、地域における交流の場の充実を図ります。

また、障がい者が犯罪に巻き込まれないように、各関係機関が連携した見守り体制づくりを推進します。

重点施策

(1) 防犯対策の推進

障がい者の消費トラブルに関する情報を収集し、被害状況について把握・発信し、住民の理解を促進することで再発を防ぎます。

地域住民が障がい者や高齢者のみの世帯を把握し、犯罪に巻き込まれないように見守りを行うことを推進します。

警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政との連携により、犯罪の防止と早期発見に努めます。

障がい児・児童、生徒についても、屋外空間や公共の場で1人きりになって犯罪に巻き込まれることがないように、ボランティア等との連携や、周囲の住民が見守るような体制の構築を図ります。

(2) 障がい者に対する消費者教育

障がい者の消費者被害の未然防止や消費者としての自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進するとともに、障がい者の特性に配慮しながら支援学級や支援学校、地域における消費者教育を充実させます。

第8章 行政サービス等における配慮

1. 行政サービス等における配慮及び障がい理解の促進等

現状と課題

アンケートによると「障がい者にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこと」として「サービス利用手続きの簡素化」の回答が最も多くなっています。

障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、町職員等の障がい理解の促進に努める必要があります。

施策の方向性

障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

重点施策

(1) 町職員等の障がい理解の促進等

さまざまな行政手続きに携わる職員等を対象に、障がい理解に関しての研修・啓発を通じて、障がい者等への理解を深め、また、障がい者にとって利用しやすいように、行政手続きの簡素化等の体制づくりに努めます。なお、行政情報の提供にあたっては、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

■障がい理解の促進に向けた取組み（ふれ愛体験教室）

ふれ愛体験教室

平成30年度 平成31年2月16日開催
場所：地域活性化センター
内容：いきなり団子づくり



令和元年度 令和2年2月15日開催
場所：きずなの里
内容：障がい理解を深めるDVD上映



第3部 芦北圏域の取組み

第1章 芦北圏域の取組み

1. 圏域の現状

熊本県では、県内を11の障がい保健福祉圏域に区分しています。本町は、水俣市と津奈木町の1市2町で区分され、圏域単位で必要な事業に取り組んでいます。芦北圏域の障がい者施策の動向としては、障がい者手帳所持者は増加傾向にあり、人口に占める手帳所持者数の割合は県内でも高くなっています。

一方、障害福祉サービスの提供体制については、県障がい福祉計画及び各市町村の障がい福祉計画に基づき取り組みが進んでいますが、他の圏域と比べてまだ十分ではなく、地域間の格差があるのが現状です。

2. 圏域の課題

芦北圏域は、水俣病の健康被害が発生した地域であり、水俣病被害者である障がい者も多く生活されています。こうした事情も踏まえ、地域のもやい直しを推進し、すべての障がい者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるように社会資源の整備や障がい者のニーズに応じた支援体制の充実を図っていく必要があります。

3. 圏域での重点課題

相談支援体制の充実

障がい者の身近なところで安心して相談ができ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用等適切な支援を受けられるように圏域自立支援協議会を中心として関係機関によるネットワークの強化を進め、総合的な相談支援体制の整備や支援者の育成に向けた取り組みを行っていきます。

地域療育体制の整備

身近なところで療育や支援を受けることができる地域の体制づくりを目指して、児童発達支援センターを中心に各分野の関係機関と連携を図りながら、地域のニーズや課題の把握を行い、ライフステージに応じた療育体制の整備や支援者の育成に向けた取り組みを行っていきます。

就労支援の促進

就労支援については、一般就労だけにこだわらず、障がい者の生きがいづくりを基本に圏域自立支援協議会を中核に据え、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターと連携しながら圏域内の企業や事業者に対し、障がい者就労についての啓発や雇用・実習の受け入れ先の開拓を行っていきます。

第 4 部 芦北町障がい福祉計画及び芦北町障がい児福祉計画

第1章 各計画の基本理念等についての考え方

1. 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

国が示した「基本指針」では、市町村および都道府県は、障がい者が自ら地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」を策定することとされています。

（１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するために、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が障害福祉サービスなどの必要な支援を受けながら、本人が望む地域生活や社会生活を送ることができるように、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

（２）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいの種別によらず、必要な人が必要な支援を受けられるように、障害福祉サービス等を一元的に提供していきます。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることについて、一層の周知を図ります。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者支援施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進と、地域生活を継続するための支援の充実を図るとともに、障がい者の就労や職場定着を支援するために、新設されるサービスを含めたサービス提供体制の整備と地域生活支援の拠点づくり、地域の社会資源の活用等を図っていきます。

（４）共生社会の実現に向けた取組み

共生社会の実現に向け、住民団体等による法律や制度に基づかないインフォーマルな活動を支援し、地域住民が障がいのある人などを包括した地域づくりに主体的に取り組むための仕組みづくりを推進します。専門的な支援を必要としている人のために、各分野の協働を通じた総合的な支援体制の構築に向けた取り組みを計画的に推進していきます。

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

①障害児通所支援等の充実

障がい児一人ひとりのニーズに応じた障害児通所支援等及び地域生活支援事業の提供体制を整備するとともに、障がいのある子どもの適性等に応じたサービスの利用を促進します。

②早期療育による健やかな育成

乳幼児期における障がいの早期の気づき・早期療育に取り組み、障がいのある子どもの能力を最大限に伸ばしていくための支援を行うことで、障がい児の健やかな育成を図ります。

③障がい児支援体制の充実

障がい児のライフステージにあわせて、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

（６）障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのためには、専門性を高めるための研修の実施、他職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等の提供体制の整備を進めます。

（７）障がい者の社会参加を支える取組み

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要ですが、特に、障がい者により文化芸術を鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保し、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

２．障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

（１）町内で必要とされる訪問系サービスを保障

訪問系サービス量は、確保されていますが、事業者の主たる障がいの特定により、障がい種別によっては、受け入れることが困難な場合があります。

このことから、訪問系サービスを必要とする障がい者に対し、速やかにサービスが提供できるよう体制の整備に努めます。

（２）希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障

生活介護・就労継続支援等の日中活動系サービスを整備し、障がい者のニーズに応じた日中活動系サービスの提供体制に努めます。

（３）グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の推進と機能の充実

障がい者のニーズを把握しつつ、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、地域における住まいの場としての機能及び自立訓練事業等の推進により、施設入所や入院から地域生活への移行を進めます。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築に努めます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労系サービスの推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大に努めます。

（５）強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。

（６）依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解や偏見を解消するための普及啓発、相談機関や医療機関の周知及び自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援に努めます。

３．相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を図っていきます。

４．障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児およびその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を進めていきます。また、「子ども子育て支援事業計画」等の整合性を図りつつ、提供体制の確保に努めます。

第2章 各計画の成果目標の設定

施設入所者が地域生活への移行をめざせるよう、切れ目のない支援の実現のために、関係機関等と連携しながらそれぞれの役割に応じた支援に取り組む必要があります。

また、一般就労を希望する障がい者に、企業等で働く機会を拡大するための支援を行っていく必要があります。

これらの「地域生活への移行」や「就労支援」といった課題に対応するため、令和2年度を目標年度とする成果目標を、国の「基本指針」に示された内容やこれまでの計画の進捗状況、および平成29年度に実施した障がい福祉に関するアンケートの結果等を踏まえ設定します。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

(1) 地域生活移行者の増加

地域生活への移行を進める観点から、現状の福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業者等を利用し、共同生活援助（グループホーム）、一般住宅に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針では、令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本として目標値を設定することとなっています。

目標設定の考え方としては、国の基本指針に基づいて、6%以上（2人以上）を地域生活に移行する上で、本町での今までの実績を勘案し、地域生活移行者を3人と設定します。

■目標設定

年度	人数	考え方
令和5年度	3人	施設入所から共同生活援助（グループホーム）等への移行見込み

(2) 施設入所者の削減

精神障がい者の地域生活への移行については、前述の福祉施設から地域への移行に加え、新規入所者が発生すること考えられることから、国の基本方針では、障害者施設の入所者数については、令和5年度末までに1.6%以上削減することを目標とします。

目標設定の考え方としては、国の基本指針に基づいて、本計画では1.6%以上（1人以上）を削減することを基本としているため、本町での今までの実績を勘案し、削減数を2人と設定します。

■目標設定

年度	人数	考え方
令和5年度	2人	施設入所から共同生活援助（グループホーム）等への移行見込み

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、地域全体での精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

国の基本指針では、市町村ごとに協議会やその専門部会など、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とします。医療関係者としては、病院・診療所・訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましいこととされています。

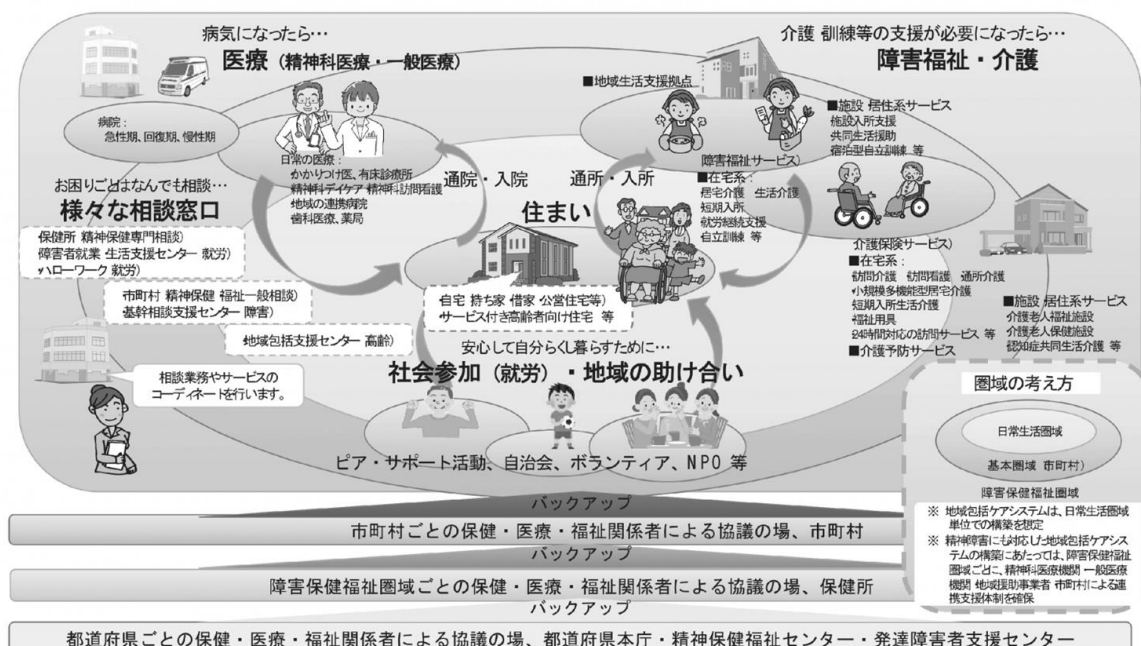
目標設定の考え方としては、水俣芦北圏域障がい者総合支援協議会の地域移行・定着支援部会において、地域での保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を設置していますので、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるシステム構築に向け取り組みます。

■目標設定

精神障がい者	令和3年度 利用者数見込（人/月）	令和4年度 利用者数見込（人/月）	令和5年度 利用者数見込（人/月）
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1
共同生活援助	1	1	1
自立生活援助	0	0	1

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数(回)	3	3	3
保健・医療・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加人数(人)	30	30	30
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回)	1	1	1

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）



3. 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るものです。

具体的には、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用などを通じて、施設やグループホーム等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備します。

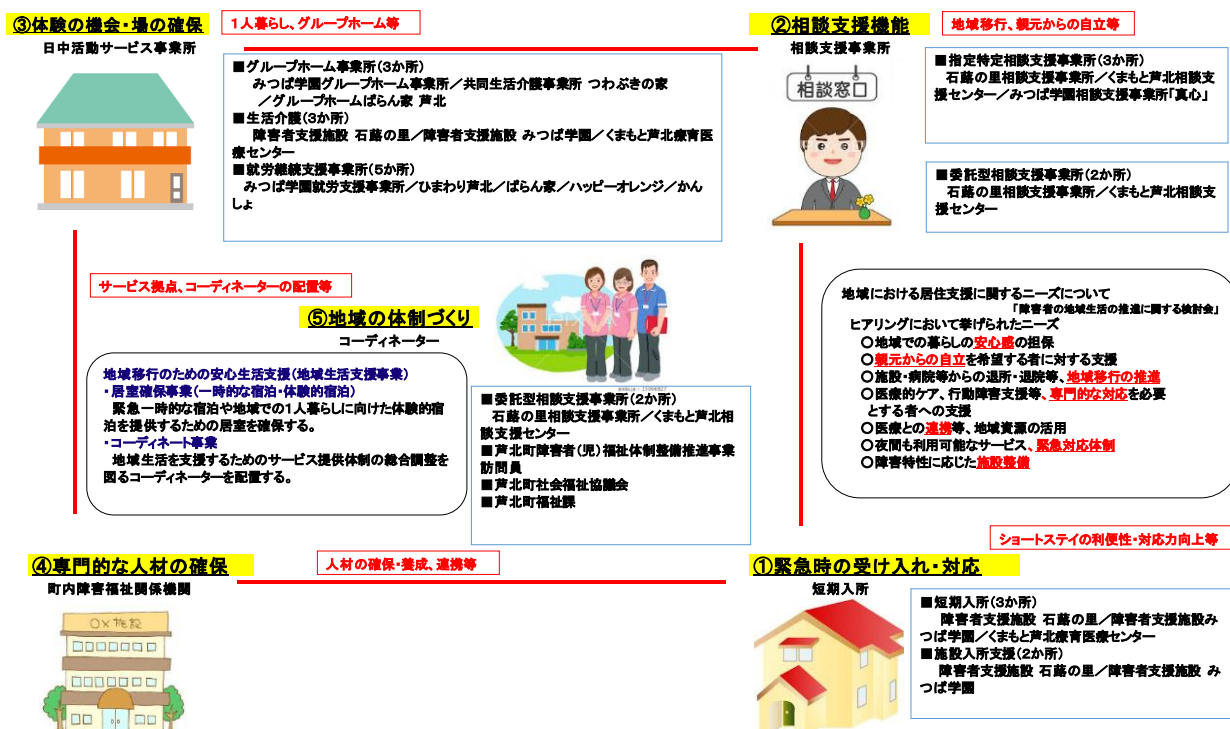
国の基本指針は、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上の運用状況を検証及び検討することとされています。

目標設定の考え方としては、本町においては平成29年度、水俣芦北圏域では令和元年度に「面的整備型」で設置していますので、今後も協議の場を持ち、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応ができるようシステム構築に向け取り組んでいきます。

■目標設定

令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の設置箇所（箇所）	左記の内訳	
	圏域による設置	市町村単独
2	1（面的整備）	1（面的整備）

芦北町地域生活支援拠点等の整備の体制図



4. 福祉施設から一般就労への移行

就労支援の観点から、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

数値目標の考え方は、以下のとおりとし、国が示す計画の考え方を基本として、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定します。

■目標設定

	令和元年度(人)	令和5年度(人)	国の基本指針	
就労移行支援事業等	0	1	1. 27倍以上	令和5年度末までに、令和元年度末時点の福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の割合
就労移行支援のみ	0	0	1. 30倍以上	
就労継続支援A型のみ	0	0	1. 26倍以上	
就労継続支援B型のみ	0	0	1. 23倍以上	

5. 相談支援体制の充実・強化

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身近な地域で相談できる体制を充実・強化することが求められています。

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本として目標を設定されています。

目標の考え方は、以下のとおりとし、国が示す計画の考え方を基本として、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定します。

■目標設定

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数(件)	4	4	4
相談支援事業者の人材育成の支援件数(件)	4	4	4
相談機関との連携強化の取組の実施回数(回)	4	4	4

6. 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している状況の中、利用者が真に必要なサービス適切に提供していくため、市町村職員は障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、検証していくことが必要です。

国の基本指針では、障害者総合支援法の具体的内容を理解する取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況の把握と適正なサービス提供の検証等の実施体制を構築することを基本として目標を設定されています。

■目標設定

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や 県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数(人)	2	2	2
障害者自立支援支払等システムの活用の有無	有	有	有
(有の場合) それに基づく実施回数(回)	2	2	2

7. 障がい児支援の提供体制の整備等

児童福祉法に基づく「第2期芦北町障がい児福祉計画」

障害児通所支援等の地域支援体制の整備等の目標値を設定します。

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

本町では、重症心身障がい児を対象とした児童発達支援センターと、水俣市には重症心身障がい児以外の児童を対象とした児童発達支援センターが既に設置済みとなっており、引き続きこれらの事業所の取り組みの充実を図っていきます。

令和5年度末時点 の整備数(箇所)	左記の内訳		国の基本指針など
	圏域設置	町単独設置	
2	○		令和5年度末までに少なくとも1ヶ所以上設置

② 重層的な地域支援体制の構築を目指すための保育所等訪問支援の充実

既に、本町と水俣芦北圏域（水俣市）に1か所ずつ設置済みとなっており、引き続きこれらの事業所の取り組みの充実を図っていきます。

令和5年度末時点 の整備数(箇所)	左記の内訳		国の基本指針など
	圏域設置	町単独設置	
2	○		令和5年度末までに利用できる体制を構築

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所

重症心身障がい児を対象とした障害児通所事業所は、既に設置済みとなっており、引き続きこれらの事業所の取り組みの充実を図っていきます。

令和5年度末時点 の整備数(箇所)	左記の内訳		国の基本指針など
	圏域設置	町単独設置	
1	○		令和5年度末までに少なくとも1ヶ所以上設置

④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児を対象とした放課後等デイサービスは、既に設置済みとなっており、引き続きこれらの事業所の取り組みの充実を図っていきます。

令和5年度末時点 の整備数(箇所)	左記の内訳		国の基本指針など
	圏域設置	町単独設置	
1	○		令和5年度末までに少なくとも1ヶ所以上設置

⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場としては、圏域で実施している地域療育ネットワーク会議において協議されています。

本町では、地域療育ネットワーク会議と併せて、既存の芦北町自立支援協議会を活用して協議の場を確保します。

令和5年度末時点 の整備数(箇所)	左記の内訳		国の基本指針など
	圏域設置	町単独設置	
1	○		令和5年度末までに設置

医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置

令和5年度末時点 の整備数(箇所)	左記の内訳		国の基本指針など
	圏域設置	町単独設置	
1	○		令和5年度末までに設置

⑥ 発達障がい者に対する支援

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの発達障がい児等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ります。

■目標設定

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	3	4	5
ペアレントメンターの人数	3	4	5
ピアサポートの活動への参加人数	3	4	5

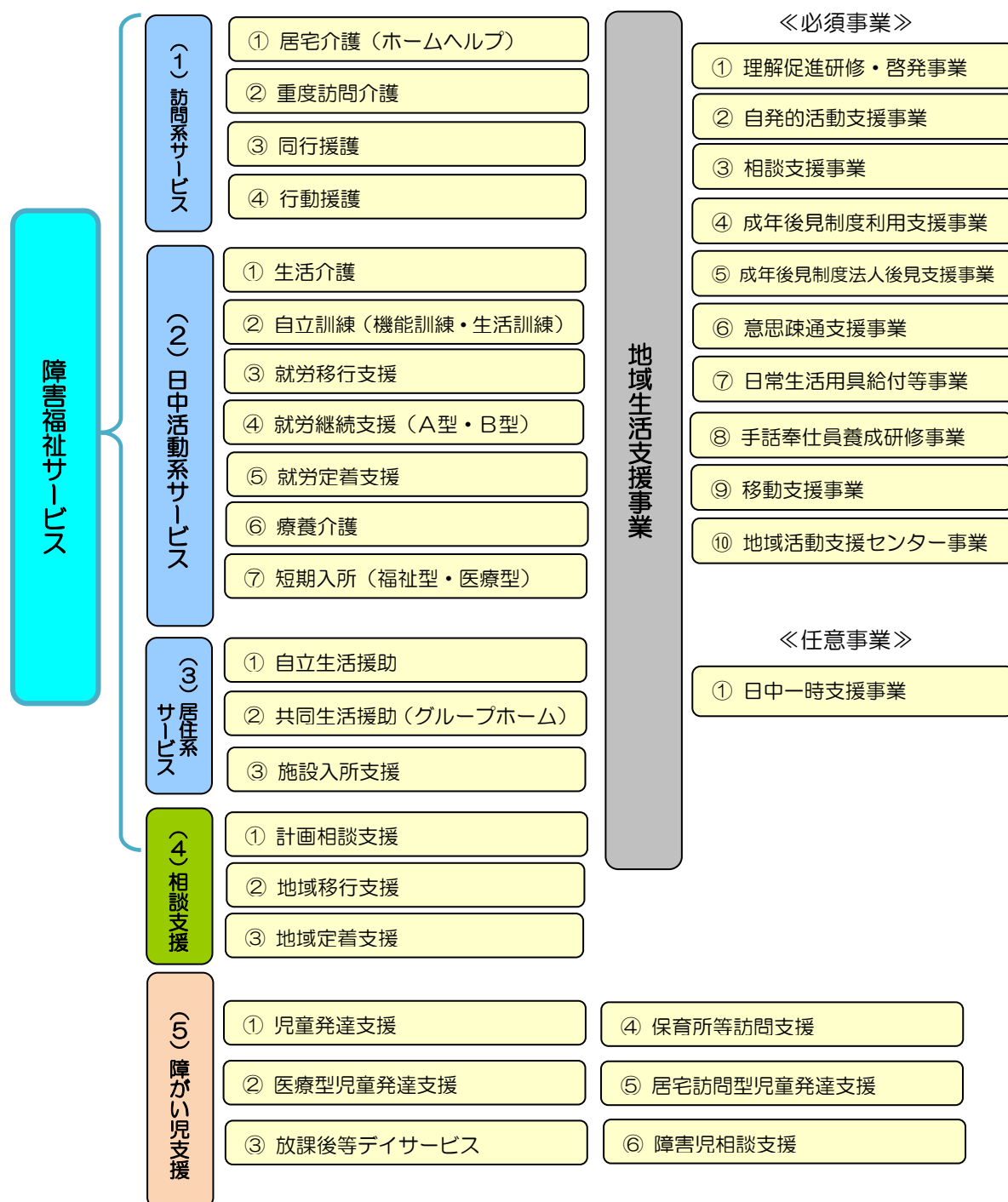
第3章 障害福祉サービス・障がい児支援に関するサービスの見込量と確保方策

1. サービスの体系

障がい者への福祉サービスは、「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「児童福祉法による障害児通所支援・障害児相談支援」から構成されます。

なお、「地域生活支援事業」については、地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、障がい福祉施策の特色を出すものとして、適切なサービスメニューを実施しています。

【障害者総合支援法および児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の体系】



2. 障害福祉サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

【事業名と内容】

種類	主な対象者	サービス内容
①居宅介護	障がい者（障害支援区分1以上）	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障がい者	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的にを行います。
③同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、及び外出時に必要な援護を行います。
④行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある障がい者で、常に介護を必要とする障がい者（障害支援区分3以上）	行動や外出時の危険回避や排泄・食事・移動中の介護を行います。

<訪問系サービスの見込量と確保方策>

■■サービスの見込量■■

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅介護	時間／月	110	132	154
	人／月	10	12	14
②重度訪問介護	時間／月	0	0	260
	人／月	0	0	1
③同行援護	時間／月	4	6	8
	人／月	2	3	4
④行動援護	時間／月	0	0	40
	人／月	0	0	1

■■見込量確保のための方策■■

- ①障がい種別に関係なく個々の障がい特性に応じた訪問系サービスを提供できるよう、障害支援区分の適切な認定を行うとともに、適切な支給量となるよう体制の充実を図ります。
- ②民間事業者の積極的な参入を促し、サービス供給体制の充実を図ります。
- ③事業所相互の情報交換及び事業所に対して障害福祉サービス提供に関する指導や支援を行い、ヘルパー等に対する質の向上に努めます。

(2) 日中活動系サービス

【事業名と内容】

種類	主な対象者	サービス内容
①生活介護	常に介護を必要とする障がい者で、 ①49 歳以下の場合は、障害支援区分 3 以上（施設入所は区分 4 以上） ②50 歳以上の場合は、障害支援区分 2 以上（施設入所は区分 3 以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
②自立訓練 (機能訓練)	①入所施設や医療機関を退所・退院した障がい者で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な障がい者 ②支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な障がい者	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに 18 か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練 (生活訓練)	①入所施設や医療機関を退所・退院した障がい者で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な障がい者 ②支援学校を卒業した障がい者や継続した通院により症状が安定している障がい者などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な障がい者	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに 24 か月以内、長期入所者の場合は 36 か月以内の利用期間が設定されます）
③就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の障がい者	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに 24 か月以内の利用期間が設定されます）
④就労継続支援 (A型)	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な障がい者で(利用開始時に 65 歳未満) ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった障がい者 ②支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用には結びつかなかった障がい者 ③就労経験のある障がい者で、現在雇用関係がない障がい者	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。

種類	主な対象者	サービス内容
④就労継続支援 (B型)	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に関われない障がい者などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される障がい者 ①企業等や就労継続支援(B型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった障がい者 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(B型)の雇用に関わらなかった障がい者 ③50歳に達している障がい者 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(B型)の利用が困難と判断された障がい者	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
⑤就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障がい者	一般就労に移行した障がい者に対し、相談をとおり就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供するサービスです。 ※平成30年4月1日施行
⑥療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする障がい者で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の障がい者 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の障がい者	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
⑦短期入所 (福祉型・医療型)	介護者の病気などで一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障がい者	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

＜日中活動系サービスの見込量と確保方策＞

■■サービスの見込量■■

種 類		単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①生活介護		人日／月	1,540	1,580	1,620
		人／月	77	79	81
②	自立訓練 （機能訓練）	人日／月	0	0	22
		人／月	0	0	1
	自立訓練 （生活訓練）	人日／月	46	46	46
		人／月	2	2	2
③就労移行支援		人日／月	26	39	65
		人／月	2	3	5
④	就労継続支援 （A型）	人日／月	400	440	480
		人／月	20	22	24
	就労継続支援 （B型）	人日／月	1,040	1,088	1,216
		人／月	65	68	76
⑤就労定着支援		人／月	0	0	1
⑥療養介護		人／月	17	17	17
⑦	短期入所 （福祉型）	人日／月	100	105	110
		人／月	20	21	22
	短期入所 （医療型）	人日／月	35	40	45
		人／月	7	8	9

■■見込量確保のための方策■■

- ①自立支援協議会等の活用や各障害福祉サービス事業所との連携のもと、特に必要とされるサービスの提供体制を整えます。また、就労系サービスについては、質の高いサービスの提供や個々に応じたサービスの提供体制を整えます。
- ②地域生活支援拠点等を活用し、緊急時における短期入所、医療的ケアが必要な人や行動障がいがある人の短期入所の利用の円滑化を図ります。また、相談支援専門員を中心に、事業所及び関係機関との連携を図り、サービスの提供体制の整備に努めます。
- ③公共機関においては、障がい者の経済的自立を進める観点から、契約業務での優先発注を行い、福祉的就労の充実を支援します。
- ④町内障がい関係機関に対して交流や研修の場を計画し、互いに情報交換等を行うことで、連携の強化及び職員の質の向上を図ります。

(3) 居住系サービス

【事業名と内容】

種類	主な対象者	サービス内容
①自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助(グループホーム)等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する障がい者等	定期的な巡回訪問や随時の電話相談等により、日常生活に課題はないか、体調に変化はないか等を確認し、アドバイスなどを行い、地域生活を支援します。 ※平成30年4月1日施行
②共同生活援助(グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している障がい者で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な障がい者	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
③施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の障がい者(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な障がい者	夜間に介護が必要な障がい者、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)

<居住系サービスの見込量と確保方策>

■■サービスの見込量■■

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①自立生活援助	人/月	0	0	1
②共同生活援助 (グループホーム)	人/月	45	47	49
③施設入所支援	人/月	47	49	51

■■見込量確保のための方策■■

- ①住み慣れた地域で暮らし続けるように、共同生活援助(グループホーム)希望者等を把握し、支援の充実を図ります。
- ②障がいのある人の地域での生活の継続や病院等からの地域移行を進めることができるような体制を構築します。
- ③専門的な人材の養成、関係機関との調整を図ります。

(4) 相談支援

【事業名と内容】

種類	主な対象者	サービス内容
①計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者 障害福祉サービスを利用する18歳以上の障がい者	サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
②地域移行支援	障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入所している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
③地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

<相談支援の見込量と確保方策>

■■サービスの見込量■■

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画相談支援	人/月	45	50	55
②地域移行支援	人/月	0	0	2
③地域定着支援	人/月	0	0	2

■■見込量確保のための方策■■

- ①障がい者や家族などが気軽に相談できるように、情報の発信や啓発に努めます。
- ②相談支援専門員が、すべての障がい者に適切で質の高い「サービス等利用計画」が作成されるように、研修への参加を促すなどの人材育成に努めます。
- ③圏域障がい者総合支援協議会を活用し、相談支援専門員の連携の強化、事業の効率化や担い手の確保など相談員のスキルアップに努めます。

3. 障がい児支援に関するサービスの見込量と確保方策

重度の障がい等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス「居宅訪問型児童発達支援」が創設されました。

障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に障害支援区分の認定について申請を行い、障害児支援利用計画を踏まえ、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

【事業名と内容】

名称	主な対象者	サービス内容
①児童発達支援	小学校就学前の障がいのある児童	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
②医療型児童発達支援	小学校就学前の肢体不自由のある児童	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
③放課後等デイサービス	学校（小学校から高等学校まで）に通学中の障がい児	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
④保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所等を訪問し、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
⑤居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児	重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。 ※平成30年4月1日施行
⑥障害児相談支援	障害児通所サービスを希望する児童	サービス等利用計画を作成し、支給決定後のサービス事業者等との連絡調整や一定期間ごとの計画の見直し（モニタリング）を行います。

■■サービスの見込量■■

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①児童発達支援	人日／月	100	116	172
	人／月	25	29	43
②医療型児童発達支援	人日／月	0	0	4
	人／月	0	0	1
③放課後等 デイサービス	人日／月	165	190	265
	人／月	33	38	53
④保育所等訪問 支援	人日／月	5	7	9
	人／月	5	7	9
⑤居宅訪問型 児童発達支援	人日／月	0	0	4
	人／月	0	0	1
⑥障害児相談支援	人／月	26	30	34
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	2	2

■■見込量確保のための方策■■

- ①児童発達支援については、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練等を行い、療育の機会を提供します。
- ②医療型児童発達支援については、町内に該当施設はありませんが、必要に応じて利用方法や事業者情報を提供します。
- ③放課後等デイサービスについては、放課後や夏休み等の長期休暇に、生活能力向上のための訓練等を実施し、障がい児の放課後等の居場所の確保を図ります。
- ④保育所等訪問支援については、障がい児や保育所等の職員に対して、障がいのある子どもが集団生活になじめるように専門家が助言を行い、社会生活への適用を支援します。
- ⑤障害児相談支援については、障害児通所支援サービスを利用する際の利用計画を作成後、定期的なモニタリングを実施し、適切なサービス確保に努めます。
- ⑥水俣芦北圏域地域療育ネットワーク会議等の活用や各児童福祉サービス事業所との連携のもと、質の高いサービスの提供や個々に応じたサービスの提供体制を整えます。
- ⑦児童発達支援や放課後等デイサービスについては、利用実績及び児童数が増加傾向にあることから、発達障がい児への早期支援体制の確保の観点から、サービス提供体制の確保に努めます。

4. 地域生活支援事業の見込量と確保方策

(1) 地域生活支援事業とは

障がい者が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により事業を計画的に実施します。

この事業は、障がい者の福祉の増進を図るとともに、すべての住民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目指します。

なお、地域生活支援事業には、必須事業と市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

本町が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

名称	実施事業	
必須事業	①理解促進研修・啓発事業	
	②自発的活動支援事業	
	③相談支援事業	ア 障がい者相談支援事業 イ 基幹相談支援センター／基幹相談支援センター等機能強化事業 ウ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
	④成年後見制度利用支援事業	
	⑤成年後見制度法人後見支援事業	
	⑥意思疎通支援事業	
	⑦日常生活用具給付等事業	
	⑧手話奉仕員養成研修事業	
	⑨移動支援事業	
	⑩地域活動支援センター事業	
任意事業	生活支援	①日中一時支援事業
		②巡回支援専門員整備事業

(2) 地域生活支援事業の必須事業の見込量と確保方策

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が、日常生活及び社会生活をするうえで生じる差別や偏見をなくするため、研修・啓発を通じて住民への働きかけを強化することにより、障がい者等への理解を深め、共生社会の実現を目的として実施します。

■■サービスの見込量■■

実施の有無	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がい者等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することを目的として実施します。

■■サービスの見込量■■

実施の有無	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	有	有	有

③ 相談支援事業

ア 障がい者相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供やサービスの利用支援、関係機関の連絡調整等必要な援助を行います。

■■サービスの見込量■■

実施か所数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	3か所	3か所	3か所

イ 基幹相談支援センター／基幹相談支援センター等機能強化事業

障がい者等の相談を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置するもので、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を配置することで相談支援機能の強化を図ることを目的とします。

■■サービスの見込量■■

設置等の有無	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	無	有	有

ウ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整及び家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援することを目的とします。

■■サービスの見込量■■

設置等の有無	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	無	無	無

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

■■サービスの見込量■■

利用見込み者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1人	1人	1人

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することを目的として実施します。

■■サービスの見込量■■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通を仲介する手話通訳等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

■■サービスの見込量■■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込み者数	3人	3人	3人

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

■■サービスの見込量■■

単位：件

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
i 介護・訓練支援用具	1	1	1
ii 自立生活支援用具	5	5	5
iii 在宅療養等支援用具	5	5	5
iv 情報・意思疎通支援用具	10	10	10
v 排泄管理支援用具	550	550	550
vi 居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	1	1	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚、音声機能または言語機能障がい者との意思疎通を円滑に行うために必要とされる手話奉仕員を養成するため、日常会話程度の意思疎通を可能とする手話技術及び表現の習得を目指した講座を開催します。

■■サービスの見込量■■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込み者数	8人	9人	10人

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

■■サービスの見込量■■

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込み者数	1人	2人	3人
利用見込み時間数	36H	72H	108H

⑩ 地域活動支援センター事業

通所の方法により障がい者等に対して、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの設置及び機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

種 類	内 容
I 型	相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域社会の基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施するもの
II 型	機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施するもの
III 型	地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られているもの

■■サービスの見込量■■

《基礎的事業》

※上段は本町、下段は水俣芦北圏域。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
	1 か所	1 か所	1 か所

《機能強化事業》

※上段は本町、下段は水俣芦北圏域。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	0 か所	0 か所	0 か所
	1 か所	1 か所	1 か所

(3) 地域生活支援事業の任意事業の見込量と確保方策

<生活支援>

① 日中一時支援事業

障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。

■■サービスの見込量■■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込み者数	20人	22人	24人

② 巡回支援専門員整備事業

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に発達障がい等に関する知識を有する専門員が巡回等支援を実施し、施設等職員や障がい児の保護者に対し、助言等の支援を行い早期発見と対応を図ることを目的に実施します。

■■サービスの見込量■■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

第5部 計画の推進体制

第1章 計画推進に向けて

1. サービス利用支援体制の整備

(1) 推進体制の充実

計画の推進にあたっては、庁内関係部局や国・県の関係行政機関との連携を図るため、「芦北町自立支援協議会」において、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策検討を行うこととします。

また、本計画の推進状況の評価を行い、町、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

(2) 適切な「支給決定」の実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けることが必要ですが、18歳以上の方については、その前に障害支援区分認定に係る調査を受け、審査会の判定に基づく、町からの「障害支援区分の認定」（非該当、区分1～6の6段階）を受ける仕組みが障害者総合支援法に定められています。

こうしたサービス利用の仕組みについて、町内の障がい者や家族などへの周知に努めるとともに、区分認定調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な障害支援区分の認定と、障がい者が必要とするサービスを受けることができるよう、適切な支給決定に努めていきます。

(3) サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

サービスの質の向上を図るため、県、その他関係機関と連携しながら、事業所に対して適切な指導・助言を行い、また、従事者の確保に向けて、障がい福祉分野での就職を希望する住民への情報提供を図るとともに、町内の従事者が、新しい知識や技術を習得し、スキルアップを図れるよう、研修受講の支援や、従事者同士の情報交換・共有の促進に努めます。

(4) 地域資源の有効活用

障がい者団体やボランティア団体、NPO法人等に対し自主的・積極的な活動を促進するとともに、協力体制を築き、障がい者を地域で支える体制づくりを推進します。

第2章 計画の評価と見直し

1. PDCAサイクルによる評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

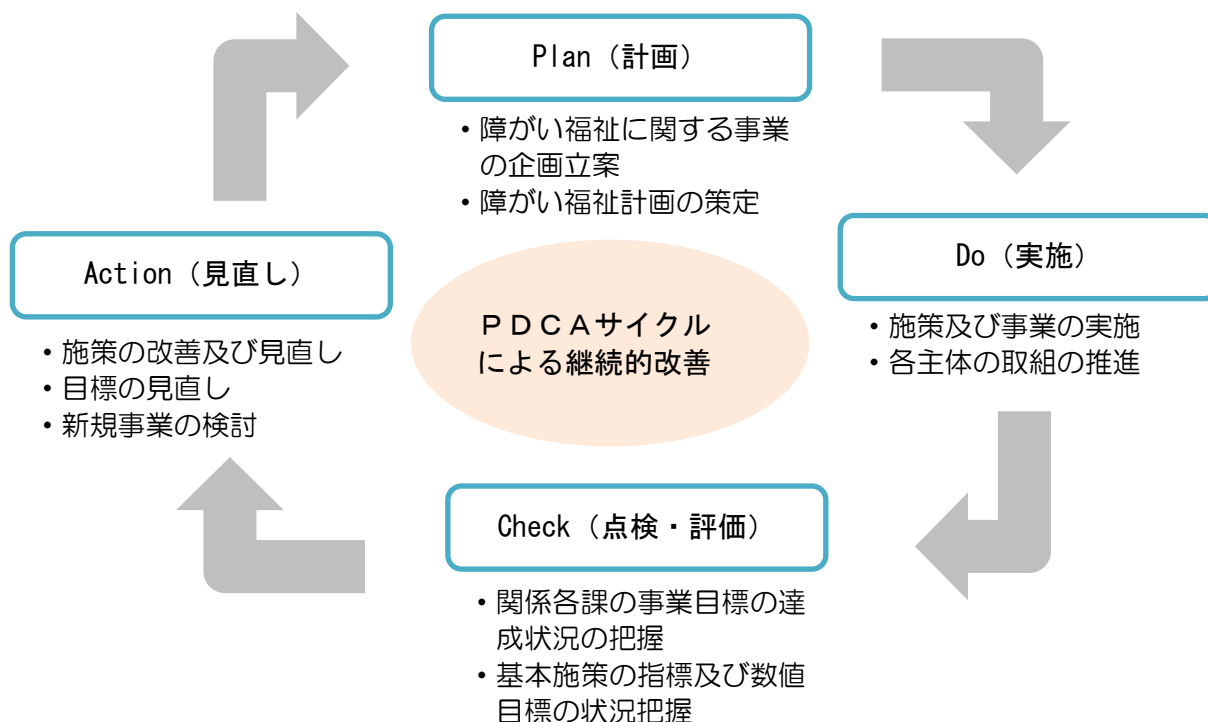
「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（PLAN）」、「実行（DO）」、「評価（CHECK）」、「改善（ACTION）」のプロセスを順に実施していくものです。

業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務等の質を高めていく上で重要となります。

2. 計画におけるPDCAサイクル

国の基本指針を踏まえ、各計画におけるPDCAサイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。



資料編

1. 第5期芦北町障がい福祉計画及び第1期芦北町障がい児福祉計画の進捗状況について

(1) 成果目標について

① 施設入所者の地域生活への移行

【基本指針】			
① 平成28年度時点における施設入所者数の9%以上が令和2年度末までに地域生活へ移行			
② 令和2年度末における施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上削減			
平成28年度末時点の入所者数(A)	令和2年度末の入所者数(B)	削減見込(A-B)	地域生活移行者数
49人	45人	4人	2人

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和2年度末時点の整備数	設置済
【基本指針】	
令和2年度までに、市町村ごとに協議会やその専門部会など、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院・診療所・訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。	

③ 地域生活支援拠点等の整備

令和2年度末時点の整備数	2か所
【基本指針】	
市町村又は圏域において、令和2年度末までに、障がい者の地域生活を支援する拠点を少なくとも1つ整備することを基本とする。	

④ 福祉施設から一般就労への移行等

【基本指針】			
① 令和2年度中に一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上増加			
② 令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度から3割以上増加			
一般就労への移行		就労移行支援事業の利用者数	
平成25年度	平成29年度	平成25年度	平成29年度
0人	1人	0人	1人

⑤ **重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置**

令和2年度末時点の整備数	2か所
【基本指針】 令和2年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置	

⑥ **重層的な地域支援体制の構築を目指すための保育所等訪問支援の充実**

令和2年度末時点の整備数	2か所
【基本指針】 令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	

⑦ **主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所**

令和2年度末時点の整備数	1か所
【基本指針】 令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1か所以上設置	

⑧ **主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保**

令和2年度末時点の整備数	1か所
【基本指針】 令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上設置	

⑨ **医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置**

令和2年度末時点の整備数	1か所
【基本指針】 令和2年度末までに、保健・医療・福祉・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	

(2) 障害福祉サービスの進捗状況について

①訪問系サービス

種 類	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
居宅介護	時間/月	88	94	104	96	120	91
	人/月	11	10	13	10	15	9
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	260	0
	人/月	0	0	0	0	1	0
同行援護	時間/月	9	8	12	3	15	2
	人/月	3	2	4	1	5	1
行動援護	時間/月	0	0	0	0	40	0
	人/月	0	0	0	0	1	0

②日中活動系サービス

種 類	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
生活介護	人日/月	1,534	1,450	1,572	1,466	1,800	1,426
	人/月	78	76	80	74	92	73
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0	0	22	0
	人/月	0	0	0	0	1	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	22	19	22	43	154	40
	人/月	1	1	1	2	7	2
就労移行支援	人日/月	80	55	112	63	192	26
	人/月	5	3	7	4	9	2
就労継続支援 (A型)	人日/月	374	337	408	376	578	360
	人/月	22	20	24	19	34	18
就労継続支援 (B型)	人日/月	1,040	1,034	1,088	1,014	1,136	990
	人/月	65	64	68	64	71	62
療養介護	人/月	18	17	18	17	18	17
短期入所(福祉型)	人日/月	80	43	84	68	88	63
	人/月	20	8	21	13	22	13
短期入所(医療型)	人日/月	20	2	24	2	28	2
	人/月	5	4	6	2	7	3

③居住系サービス

種 類	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
自立生活援助	人／月	1	0	1	0	1	0
共同生活援助 (グループホーム)	人／月	40	43	42	46	44	45
施設入所支援	人／月	53	49	53	47	53	45

④相談支援

種 類	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
計画相談支援	人／年	18	24	19	30	20	35
地域移行支援	人／年	0	0	0	0	2	0
地域定着支援	人／年	0	0	0	0	2	0

⑤障がい児支援

種 類	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
児童発達支援	人日／月	112	92	158	81	223	92
	人／月	39	23	47	23	57	27
医療型 児童発達支援	人日／月	0	0	0	0	5	0
	人／月	0	0	0	0	1	0
放課後等 デイサービス	人日／月	103	70	131	100	167	132
	人／月	19	15	23	24	27	30
保育所等訪問 支援	人日／月	3	4	4	3	5	5
	人／月	10	4	12	3	14	5
障害児相談支援	人／月	6	11	7	14	8	18
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ターの配置人数	人	2	2	2	2	2	2

2. 芦北町自立支援協議会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画(以下これらを「計画」という。)の策定並びに障害者施策の効果的な推進を図るため、芦北町自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に係る意見及び助言に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の点検に関すること。
- (3) 障害者差別の解消及び障害者虐待の防止についての関係機関、団体等の連携協力体制の整備に関すること。
- (4) 障害者差別の解消及び障害者虐待の事例の分析に関すること。
- (5) その他障害者施策の効果的な推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 芦北町指定障害福祉サービス事業者、障害者支援施設又は相談支援事業者の代表者
- (2) 芦北町障害者任意団体の代表者
- (3) 芦北町障害者相談に携わる者の代表者
- (4) 芦北町社会福祉協議会の代表者
- (5) 芦北町民生児童委員協議会の代表者
- (6) 熊本県芦北地域振興局の代表者
- (7) 芦北町健康増進課の代表者
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて協議会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する所掌事務に関する必要な基礎資料の収集、調査及び研究を行わせるため、必要に応じて関係機関の実務者で構成される部会を置くことができる。

2 前項に定める部会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

芦北町自立支援協議会委員名簿

任期：平成30年4月1日から令和3年3月31日

(委員名順不同／敬称略)

1. 委嘱（外部委員）		
所属	役職	氏名
障害者支援施設 石路の里	施設長	山本 恭永
障害者支援施設 みつば学園	施設長	瀧井 喜章
くまもと芦北療育医療センター	事務長	松本 広正
芦北町身体障害者福祉連合会	会長	岡部 恵美子
芦北町手をつなぐ育成会	会長	石田 浩一
芦北町精神障害者家族会	会長	松原 久美子
芦北町社会福祉協議会	総務課長	太田 勝幸
芦北町民生委員児童委員協議会	会長	江島 茂松
芦北町障害者（児）福祉体制整備訪問員	訪問員	徳尾 一真
熊本県芦北地域振興局 福祉課	課長	長谷川 文
2. 任命（内部委員）		
所属	役職	氏名
芦北町健康増進課	課長	田中 公広
芦北町教育課	課長	白坂 達也

芦北町自立支援協議会 事務局 福祉課

課長 内田 照也
障がい者福祉係 係長 永江 彰悟

第 4 期 芦 北 町 障 が い 者 プ ラ ン
第 6 期 芦 北 町 障 が い 福 祉 計 画
第 2 期 芦 北 町 障 が い 児 福 祉 計 画

令和3年3月

発行 芦北町 福祉課 障がい者福祉係
〒869-5498

熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015
電話(0966)-82-2511
